

可認局遞驛

明治十九年九月二十五日發兌

第壹年級
英吉利法律講義錄

第貳號

英吉利法律學校



目次

○代理法

米國法律學士

菊池武夫

○英國刑法

法學士

澁谷慥爾

○羅馬法

法學士

渡邊安積

○親族法

法學士

山田喜之助

○組合法

法學士

松野貞一郎

四節十一科外講義二十五日舞父

○成法理論

高橋健三

代理法

米國法律學士 菊池 武夫 講義

校 友 山口 正毅 編輯

代理ノ沿革

今日ヨリ余ハ代理法ヲ諸君ニ講義スルコト、ナレリ前學年ニハ山田君カ講義セラレテ其結果ハ一部ノ書物トナリタリコレハ諸君カ所持セラル、所ノ講義録ノ集リタルモノナリ余ハ大抵此書物ノ順序ニテ講義セント思フニヘニ諸君ハ前年ノ講義録又ハ此書物ニ依テ十分下ヲ讀ヲ爲サル、ノ便利ヲ得ラルヘシ尤モ余ハ此書物ノ中ニ記シ在ル通りニ講義スルニアラス大体ノ順序ニ付テハ此書物ニ依ル積ナリ全体代理ト云フコトハ如何ナルモノナルヤト云フニ一人ノ人カ自分ハ何モ手ヲ着ケスシテ他人ノ爲シタルコトニ付キ權利ヲ有シ義務ヲ

代理法

帶フモノニシテ誠ニ奇妙ナルコトナリ自分ノ爲シタル事柄ヨリシテ
其結果自分ニ歸スルハ固ヨリ當然ノ事ナルニ左ハ無クシテ自分ハ何
モ爲サ、ルニ其レヨリシテ利益ヲ享ケ損失ヲ招クハ今日ニ在テコソ
當然ノ如ク思ハルレトモ能ク考ヘテ見レハ奇妙ナルコトニソアル
サテ此書物ニモ記シ在ル通り昔ハ代理人ノ關係ハ本人及代理人ノ身
分ヨリ生シタルモノナリ而シテ此事ヲ知ルハ單ニ古實ヲ尋ヌルノミ
ナラス之ヲ能ク記憶セサルトキハ今日ノ代理法中解シ得ヘカヲサル
コト往々アレハ一言以テ代理ノ沿革ヲ講セントス
モト何レノ社會ヲ問ハス大抵奴隸ノ制度行ハレタルモノト見ヘタリ
而シテ奴隸ハ其主人ノ財産ニシテ人間ノ體ハアレトモ法律上ハ死物
ト同シク又牛馬ト異ナラス法律ノ前ニ立テ權利ヲ有スルコトモ無ク
又多クノ場合ニハ義務ヲ負フコトモ出來サリシナリ其當時ノ法律ヨ

リ見レハ世ノ中ニハ奴隸ナシト云フモ可ナリ若シモ其奴隸ニシテ他人ト契約ヲ爲スコトアランニ奴隸ハ法律上權利ヲ享有スルコトヲ得サルカユヘニ其契約ヨリ生スル權利ハ奴隸ニアラスシテ主人ニ在リ又其爲シタル契約ヲ破ルコトアランニ奴隸ハ牛馬同様ナレハ其責ハ奴隸ニアラスシテ同シク主人ニ歸ス今一層烈シク云ヘハ主人ハ其奴隸ヲ手打ニスルモ勝手ニシテ若シ奴隸カ他人ヲ毆打スル如キコトアレハ主人ハ其責ヲ負フ制度ナリシナリ畢竟法律ノ作用ハ主人即自由人ノ上ニ止リテ奴隸ノ制御ハ全ク之ヲ主人ニ任シ法律ノ度外ニ置キタルナリサテ此奴隸カ主人ノ爲メニ或事ヲ爲シタルトキハ其事ノ結果ハ主人ニ歸スル風俗ノ流行時ヲ經ルニ從ヒ一人ノ人カ他人ノ爲メニ事ヲ爲シ其事ノ結果ハ自分ニアラスシテ他人ニ歸スルト云フ考ノ範圍廣クナリ遂ニハ奴隸ニアラサルモ一人ノ人カ事ヲ爲シ其利害他

人ニ歸スル様ニ移行キタリ然ラハ自由人間ニ甲カ乙ノ爲メニ或事ヲ
 爲シ其結果甲ヲ飛テ乙ニ歸スル場合ニ甲ハ奴隸トナルヤ即身分ヲ失
 フヤト云フニ否ラス奴隸ハ奴隸タルカユヘニ主人ノ用ヲ達セサルヲ
 得ス主人ハ主人ノ身分アルカユヘニ其奴隸ヲ使役スルノ權アレトモ
 自由人カ自由人ニ用事ヲ爲サシムルトキハ賴談セサル可ラス即契約
 セサル可ラス代理ノ關係契約ニ因テ生スルカユヘニ甲ハ自由人タル
 分限乃チ身分ヲ失ハスシテ乙ノ爲メニ事ヲ取計フコトヲ得ヘシコレ
 カ今日云フ所ノ代理ナリ何トナレハ今日ノ代理人ハ其一己ノ自由ノ
 民タル分限ハ失フコトナクシテ唯委託セラレタル事柄ニ付キ委託者
 ヲ代表スルノミナレハナリ其他ノ事ニ付テハ代理者ト爲リタルカダ
 メニ自分一個ノ資格ヲ失フモノニアラサルナリ乃チ古ハ主人ト奴隸
 トノ間ノ外今日云フ代理テフモノナカリシカ漸クニ播マリテ自由人

ト自由人トノ間ニモ代理行ハル、ニ至リシナリ以上ハ代理ノ沿革ナ
ルカ何故ニ此沿革ヲ知ルカ必要ナルヤト云フニ本ト主人ト奴隸トノ
間ニ行ハレタル法律ハ類推ニ因テ自由人ト自由人トノ間ノ代理ノ關
係ニモ適用セラレ、ニ至リシユヘニ今日代理法ノ規則中ニハ猶主人
ト奴隸トノ間ニ曾テ適用シタルモノアルコトナリ而シテ之ヲ記憶セ
サルトキハ今日ノ自由人間ニ何故ニ斯クノ如キ法律アルヤト往々疑
ナ懷クコトアルユヘニ豫メ右ノ沿革ヲ解シ置カサル可ラサルナリ山
田氏ノ英米代理法ニ代理ノ關係ハ往古身分ヨリ生シタルモノナレト
モ今日ハ契約ヨリ生スルト記シタルハ上陳ノ次第ヲ略述シタルモノ
ナリ

サテ余ハ本人又ハ代理人ト云フ語ヲ用ヒシカ此等ハ世ニアリフレタ
ル語ナレハ説明セス加之本人トハ如何ナルモノヲ云ヒ代理人トハ何

人ヲ指シ代理法トハ何物ナリヤト云フコトハ改メテ申スニモ及ハサルナリ

備考

獨立ナル能力者ハ自己ノ爲スヘキ事柄ヲ他人ニ托シテ之ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノニシテ其事柄ヲ托シタルモノヲ本人ト云ヒ其托セラレタルモノヲ代理者ト云フ

本人ト代理者ノ關係ヲ代理ノ關係ト稱ス

代理法トハ代理ノ關係ヨリ生スル本人及代理人間ノ權利義務及第三者ニ對スル權利義務ヲ論述スルモノナリ
 (山田氏英米代理法第一丁及第二丁)

依テコレヨリ本人タルノ資格ヲ講述セン即何人カ本人ト爲リ得ルヤト云フ問題ニ答ヘン

本人及代理人ノ資格

何人タリト雖法律上自ラ爲シ得ル事柄ハ他人ニ任シテ之ヲ爲シ得ル
ト云フハ原則ナリトス言テ代ヘテ云ヘハ法律ニテ自ラ爲スコトヲ許
サレタル事柄ニ就テハ本人ト爲ルヲ得

通常此規則ノ例外トシテ結婚婦幼年者ヲ掲ケリ何トナレハ結婚婦幼
年者ハ種々法律ニテ能力ヲ制限セラレ居レハ常ニ本人ト爲ルヲ得サ
ルナリ然リト雖コレ例外ニアラス何トナレハ結婚婦又ハ幼年者ノ本
人タルヲ得サル場合ハ自ラモ其事柄ヲ爲スヲ得サル場合ナリ故ニ原
則ノ自ラ爲スヲ得ル事柄ト云フニハ更ニ抵觸セサルナリ然レトモ此
原則ニハ例外ナキニアラス事柄ニ依テハ其國ノ法律ニテ他人ニ委托
スルコトヲ禁スルコトアリ即政略上又ハ其他ノ原因ヨリシテ是非本
人ニ之ヲ爲サシムルコトアリ例ヘハ離婚ノ訴狀ニハ必ス自ラ署名セ
サル可ラス或ハ身代限ヲ願フトキハ自ラ名ヲ署スル如キ或ハ婚禮ハ

他人ヲシテ代理セシムルヲ得サル如キハ皆眞ノ例外ナリ
次キニ代理者タルノ資格ヲ云ハシ乃チ何人カ代理者ト爲リ得ルヤ、サ
テコノ原則ハ何人タリトモ代理者タルヲ得ルト云フニ在リ故ニ自ラ
能力ヲ備ヘサル人ニテモ他人ノ代理者ト爲ルヲ得ルナリ例ヘハ結婚
婦幼年者モ代理人ト爲ルヲ得ヘシ本人ト爲ルニハ能力ノ制限アリト
雖代理人ト爲ルニハ制限ナケレハ固ヨリ結婚婦幼年者ニテモ代理人
ト爲ルヲ得況ンヤ能力者チャ例ヘハ明治六年第二百十五號ノ代人規
則ヲ見テモ明カナリ又佛國民法千九百九十條ヲ參看スレハ本人ト爲
ルヲ得サルモノモ代理人ト爲リ得ト在リ併シ此原則モ本人ノ資格ト
同シク少シク例外アリ即或人ハ代理人ト爲ルヲ得サル場合アリ其最
初ノ場合ヲ掲クレハ同一ノ人ニシテ同時ニ反對ノ位地ニ立ツ人々ノ
代理者トナルヲ得サルコト是ナリ例ヘハ原告ノ代言人カ被告ノ代言

人ト爲ルヲ得サル如キコレナリ併シ此例外ノ規則ト云テモ何レノ場
 合ニテモ適用サル、モノニアラス代理者カ自己ノ料見ヲ用ヒサル可
 ラサル場合ニ限ルナリ例セハ余ハ然ルヘキ價ニテ此書物賣却ノ事ヲ
 甲ニ依頼シタルトキハ甲ハ余ノ代理人ナラン其場合ニ甲ハ買手ノ代
 理人ト爲ルヲ得サルヘシ何トナレハ甲ハ自己ノ料見ヲ用ヒテ成ル可
 シ高價ニ賣拂ハサル可ラサルニ若シ買手ノ代理人ト爲ル時ハ成ル可
 シ低價ニ買受サル可カラサルカユヘニ買手ノ爲メニ相當ノ料見ヲ用
 ントセハ買手ノ爲メニ同様ノ料見ヲ用フ可カラサルヲ以テナリ然リ
 ト雖代理人ノ爲ス事カ本人ノ命令通りニ爲スニハ單ニ手業ヲ用ヒテ
 足ルトキハ假令本人等ハ反對ノ位地ニ立ツ人々タリトモ其代理人ト
 爲ルヲ得之ヲ解明セハ西洋ノ競賣ヲ爲スモノハ通常賣手ノ代人コシ
 テ成ル可シ高價ニ賣ルコトヲ力ムルカ一旦糶落トナルトキハ買手ノ

る Mortgagor

を Mortgagee

代人トシテ其名ヲ書クヲ得ルナリ何トナレハ署名スルニハ單ニ手業
用ヲフルニ過キサレハナリ
又一ノ例外ハ反對ノ位地ニ立ツ人カ其相手方ノ代理人ノ位地ニ立ツ
ヲ得ス前ノ場合ニ似寄タル例ヲ擧クレハ原告ハ被告ノ代理人ト爲ル
ヲ得ス併シコレ亦利益ヲ異ニスルトキニ限ルモノナリ即チ賣手ト買
手原告ト被告ノ如キハ利益ヲ異ニスルユヘ互ニ代理人ト爲ルヲ得サ
ルモ利益ヲ異ニセサルトキハ反對ノ位地ニ立ツ人ト雖代理人トナル
ヲ得ヘキナリ例ヘハ質置主甲ト質取主乙トハ利益ヲ異ニスルモノナ
リト雖質物ヲ賣却セントスルトキハ乙ヨリ甲ニ賣却ヲ委任スルコト
ヲ得ヘシ何トナレ質置主モ之ヲ高價ニ賣リテ利益ヲ得ントスルハ勿
論乙モ成ル可ク高ク賣リテ損失ヲ招カサルヲ望メハナリ斯ル場合
ニハ利益ヲ同スルユヘ代理人ト爲ルヲ得即平常ハ利益ヲ異ニスト雖

十

十

た
れ
か
よ
Previous authorization
Ratification
Express anuthoriyation
Implied authorization

法 委任ノ方 Appointment of agent

委任ノ方法

モ格段ノ場合ハ利益ヲ異ニセサレハナリ必竟スルニ利益ヲ異ニスル
トキハ代理人ト爲ルヲ得スト思惟スヘシ斯ノ如ク互ニ代理人ト爲リ
テ其結果悪シキトキハ法律カ之ヲ禁スルモノナリ右二個ノ例外ヲ除
クノ外如何ナル人ニテモ如何ナルトキニテモ代理人ト爲ルヲ得ルナ
リ
コレヨリ代理人ヲ任スル方法ヲ述ヘン即如何シテ代理人ヲ命スル
ヤ
此代理人ヲ命スル方法大凡ニアリ
一 預任
二 後任 (又ハ追認ト謂フ)
尙他ノ點ヨリ別チテ明意委任 包意委任ノ二トス

代理法

十一

通常ハ預任ノ方法ナリ又通常ハ明意ヲ以テ委任ス時トシテハ委任ナ
キ人或事ヲ爲シテ後本人カ其者ヲ代人ト認ムルコトアリ是ヲ後任又
ハ追認ト云フ又何トモ言ハスシテ暗黙ニ其人ヲ代理人トスルコトア
リ之ヲ包意ノ委任ト云フ例ヘハ余ノ書物ヲ那所マテ持參スヘシト命
スルトキハ豫任ニシテ且明意ノ委任ナレトモ余ハ黙シテ之ヲ余ノ車
夫ニ渡し車夫ハ余ノ意ヲ察シ余ノ宅ニ持參スル場合ハ豫任ナレトモ
包意ノ委任ナリ又例ヘハ余ノ僕賴マレモセヌニ平生余ノ宅ニ出入ス
ル商店ヨリ物品ヲ買取り來タルニコレハ余ノ僕ノ買タル物ユヘ余ノ
物トシテ代價ヲ拂フト明言スレハ後任ニシテ明意ノ委任ナリ又其時
黙シテ其物ヲ使用セハ同シク追認ナレトモ包意ノ委任ナリ故ニ明意
ノ時ニテモ包意ノ時ニテモ預任アリ後任アリ又豫任ニモ後任ニモ明
意アリ包意アリト知ルヘシ畢竟一ハ時ノ點ヨリ區別シ一ハ形容ノ點

ヨリ區別ヲ立タルモノナリ
何人ナリトモ委任者ノ意志ナクシテ其代理者ト爲ルヲ得スト云フ格
言アリ併シ此意志ハ種々ノ方法ニテ示スコトヲ得書面ニテモ言語ニ
テモ又ハ所作ヨリシテ委任ノ意志ヲ表示スルコトアリ故ニ先明意ノ
委任ヨリ講セン
明意委任トハ書面又ハ言語ニテ爲スモノナ云フ英吉利ニテハ書面ニ
種々アリテ捺印證書ニテ委任スルコトアリ又ハ無印證書ヲ以テ委任
スルコトアリ捺印證書ヲ以テ委任スル場合ハ古ニ多クシテ今ハ少ナ
シ古ハ代理人ヲ命スルニハ必ス捺印證書ヲ用フヘシトシ恰モ今日我
國ノ習慣ト同様ナリシ即前ニ引キタル布告第五條ニ何事ヲ委任スル
ニモ委任狀ヲ渡スヘシトアリ佛國民法千九百八十五條モ又同シ併シ
乍ラ漸々社會ノ進歩スルニ從ヒ萬般ノ事頻繁トナレハ都度々々捺印

ノ如キ手重キコトヲ爲シテ居ラレテハ英米國ニテハ捺印証ヲ必要ト
 スル區域漸次ニ狹ク爲リタリ左レハニヤ日本ノ彼ノ布告五條中ニモ
 例外アリ例ヘハ手代ノ商店ニテ主人ノ用ヲ達スルニハ委任狀ヲ要セ
 ストセリ唯英吉利ニテ捺印ノ委任狀ヲ要スルニハ其代理人ノ爲スコ
 トカ捺印證書ヲ要スル事柄ニ限レリ例ヘハ土地ノ賣買ヲ依頼スルト
 キノ如キ是ナリ
 前ノ捺印証書ヲ要スル場合ヲ除クノ外何様ノ事柄ヲ爲サシムルトキ
 ニテモ無印證書即署名ノミアル通常ノ書面ヲ以テ代理委任ヲ爲シテ
 可ナリ而シテ法律ニテハ一定ノ書式モ無ク又捺印ノ場合ニ於ケルカ
 如ク委任ノ事柄書面ヲ要スルモノナル時ハ書面ニテ委任ス可シトノ
 規則モナシ又捺印證書ノ必要ナキトキ捺印ノ委任狀ヲ用フルモ善シ
 大抵ノ場合ニハ口上ニテ吩咐スルヲ多シトス

英國刑法

法學士 澁谷 慥爾 講義

校 友 畔上 啓策 編輯

緒言

英國刑法ハ余ノ擔任シテ茲ニ諸君ト共ニ攻窮スル所ノモノナリ余ハ之ヲ講スルニ主トシテスチーブン及ビシヨップ氏等ノ刑法註釋ニ依リ左ノ順序ニ隨ヒ之ヲ講述セント欲ス然レトモ今茲ニ一言以テ諸君ニ望ム所アリ本校ニ於テハ別ニ本邦刑法課目ノ設ケアレハ諸君ハ宜シク彼我ヲ參觀シテ法律ノ精神ヲ審ニシ實地應用ニ熟練スルノ能力ヲ養成セラレンコトヲ

第一 犯罪及刑罰ノ性質

第二 犯罪ノ能力ヲ具備スル人

第三 犯罪ノ程度(正犯從犯等ノ如シ)

第四 犯罪ノ種類及之ニ適用ス可キ刑罰

第五 犯罪ヲ防遏スルノ方法

第六 各犯罪ニ刑罰ヲ適用スル方法

凡何レノ國タルヲ問ハス犯罪及其刑罰ノ性質ヲ論窮測定スルモノハ即刑法ニシテ英國ニ於テハ通例之ヲ刑法ノ原理^vトクトリン、ナフ、ゼ、プリース、ナフ、ゼ、クヲウン^vト稱ス蓋國王ハ全社會ノ權力ヲ其一身ニ占有スルヲ以テ社會ニ害ヲ與フルトキハ法律上國王ニ害ヲ加ヘタルモノト推定シ刑事ノ場合ニ於テハ國王又ハ政府カ常ニ被害者ノ地位ニ立テ原告トナルヨリシテ斯クハ稱スルナリ

犯罪ノ性質區域及程度ヲ指示シ且之ニ相當ノ刑罰ヲ適應スル刑法ヲ學フハ最緊要ノコトニシテ社會人民ニ一日モ缺ク可カラサルモノナ

ルカ故ニ苟立法者ニシテ適當ノ法律ヲ制定シ之ヲ實際ニ施行セント
 欲セハ勉メテ恒久ニシテ一様且普通ノ原則ニ基キ眞理公義ノ命スル
 處ニ隨ヒ人情及人類不朽ノ權利ニ符合セシムルコトニ注意セザル可
 カラス然レトモ時ト場合トニ關セス必スシモ斯クノ如クシテ法律ヲ
 制定セサル可カラスト云フニ非ス苟右等不朽ノ境界ヲ超ヘサル範圍
 内ニ於テ風土人情ノ如何ニ依リ多少變更伸縮スル處アルモ妨ケナキ
 モノトスブラツクストトン氏歐州各國ノ刑法不完全ナル理由ヲ舉ケ
 テ曰初メ法律ヲ制定スルニ當リ右ノ諸原則ニ注意セスシテ野心復讐
 等ノ貧慾ヲ基トシ或ハ政府革命ノ際ニ征服者或ハ暴徒輩ノ制定シタ
 ルモノニシテ彼此相容レサル政治上ノ規律ヲ固守スルコト或ハ一時
 ノ便宜ニ出テタル制裁ニ永久ノ驗効ヲ附與スルコト或ハ犯罪ヲ防遏
 スル爲メ右等ノ方法ヲ濫用シ大ニ其目的ヲ誤リタルコト等ノ諸原因

ヨリ歐洲各國ノ刑法ハ皆其民法ニ比スレハ遙カニ粗陋不完全ナルモ
 ノニシテ英國ノ如キ其刑法ハ他國ニ比シテ稍完全ノ地位ニ達シ精密
 ニ犯罪ノ目ヲ明示シ之ニ適用スヘキ刑罰ヲ確定シ以テ判官ヲシテ愛
 憎偏頗ノ念慮ヲ挾ムヲ得サラシメ裁判ヲ公行シテ以テ拷問ノ方法ヲ
 用弗ス判官ノ獨立公平無私ナルコト等ハ他國ニ對シテ大ニ誇ル所ナ
 リト雖猶修正改良ヲ要スルノ缺點アルヲ免レストブラツクスト
 氏ノ時代以降、晚近ニ至ル間立法者ニ於テ必要ト認メ刑法上重大ナル
 進歩改良ヲ來シタルコトハ固ヨリ言フ俟タスト雖猶公平ナル註釋家
 ハ英國ノ刑法ハ完全無缺ノモノト云フヲ得サルヘシ余ハ是ヨリ犯罪
 及刑罰ノ性質ヲ説カンニ先犯罪ノ性質ヨリ述ヘテ刑罰ノ性質ニ論及
 セント欲スルナリ

第一編

犯罪及刑罰ノ性質

第壹章 犯罪ノ性質

犯罪ニ公犯私犯ノ別アリ然レトモ其區別タル程度ノ疑問ニシテ立法者カ此ハ社會公衆ヲ害スルノ大ナル所爲ナルヲ以テ刑法ノ制裁ヲ加ヘ彼ハ一私人ヲ害スルノミニテ其餘毒ヲ社會ニ及ホサル所爲ナレハ刑罰ヲ加フルノ必要ナシト認ムルニ止マリ理論上豫メ之カ範圍ヲ確定スルハ到底望ム可カラスト雖ステーブンブルーム氏等ノ說ニ依レハ私犯トハ一私人タル資格ヲ有スル一個人ノ權利ヲ害シ又ハ之ヲ剝奪スルノ行爲ヲ云ヒ公犯トハ全社會ヲ總括シテ一個人ト認メ其一個人タル資格ヲ有スル全社會ノ權利ヲ害スルノ所爲ヲ稱スト例ヘハ甲者アリ乙者ノ所有ニ屬スル田野ヲ押領シタリトセヨ是レ所謂私犯ニシテ公犯ニ非ラス如何トナレハ其關係スル所單ニ一私人ノ權利ニ止マリ甲乙兩者ノ内孰レカ田野ヲ所有スルモ社會公衆ニ對シテハ損

益ナケレハナリ之ニ反シテ國事犯謀殺強盜等ノ如キハ適當ニ公犯中ニ位スルモノトス何トナレハ此場合ニ於テハ一個人ノ蒙ムリタル損害ノ外ニ其餘毒ヲ全社會ニ流スヲ以テモシ斯ノ如キ行爲ヲ無罪トスルトキハ社會ハ一日モ存立スルヲ得サレハナリ凡何レノ場合ヲ問ハス公犯アレハ必ラス私犯モ其中ニ含蓄スルモノニシテ公犯ハ一人ヲ害スルト共ニ全社會ニ其餘毒ヲ及ホスモノナリ例ヘハ國事犯ノ如キ國王ヲ殺害セント思料スルトキハ一個人ニ對スル謀反モ其中ニ抱括スルモノニシテ是即私犯ナリ然リト雖斯ノ如キ種類ノ國事犯ハ其結果タル主トシテ政府ノ顛覆及社會ノ秩序安寧ヲ破壊スルニ終ルモノナルカ故ニ之ヲ公犯中ノ最重大ナルモノトセリ謀殺ノ如キモ亦一人ノ生命ヲ害スルモノナリト雖社會ノ法律ハ主トシテ其社會員ノ生命ヲ剝奪セラレタル損害及他日又此惡例ニ倣

フ者アラシコトヲ思料シ爲害者ヲ罰シテ以テ社會ヲ保護スルナリ強
 盜犯ノ如キモ亦然リ強盜ハ一私人ノ財産ヲ害スルモノナレハ民事上
 其損害ヲ賠償セシムルヲ以テ足レリトスルカ如シト雖其餘毒ノ及フ
 處ハ決シテ一個人ノ財産ニ止マラサルヲ以テ刑罰ヲ施スモノナリ以
 上述ヘタル如キ重大且殘虐ナル損害ノ場合ニ於テハ一私人ニ對スル
 兇惡ハ全社會ニ對スル兇惡中ニ併呑サル、カ故ニ廣ク社會公衆ニ關
 スル罪ヲ罰シ又別ニ一私人ニ對スル罪ヲ罰スルカ如キ例アルヲ知ラ
 ス而シテ公衆ニ對スル犯罪ハ爲害者ノ性命若クハ財産ヲ沒収スルヨ
 リ他ニ之ヲ罰スルノ方法ナキヲ以テ一私人ニ對スル救正^レノ如キ爲害
 者ノ身体又ハ所有品ヨリ得ルモノハ公衆ニ對スル罪ヲ罰シタル後チ
 別ニ又一私人ニ對スル罪ヲ罰セント欲スルモ到底得ヘカラサルコト
 ナリ然レトモ均シク公衆ニ對スル犯罪ニシテ其性質稍輕ク隨テ其刑

罰モ亦嚴酷ナラサルモノアリ此等ノ犯罪ニ就テ視ルトキハ公犯私犯ノ區別自ラ判然タリ例ヘハ他人ヲ毆打シタル場合ニ於テ爲害者ハ刑法上治安妨害ノ罪ヲ以テ論シ罰金及禁錮ノ刑ニ處シ傍ヲ被害者ハ民事上私訴ヲ提起シ特ニ其一身ニ蒙リタル損害賠償ヲ要求シ得ルカ如シ道路ニ溝渠ヲ穿テ公安ヲ妨害スルノ類モ亦刑法ヲ以テ罰スルハ勿論ナリト雖若一私人ノ此溝渠ニ陥リテ其馬ヲ傷ケ其馬車ヲ毀損スル等ノ害ヲ蒙ムルトキハ民事上損害要償ノ私訴ヲ提起シ得ルモノトス

要スルニ一切ノ害惡法律ニ背反スルニ就キ法律ハ二重ノ意見ヲ附スルモノニシテ一方ニ於テハ一個人タル被害者ノ權利ヲ回復セシメ又ハ其損害賠償ヲ得セシメ他ノ一方ニ於テハ主權者カ政府及全社會ノ安寧ヲ保持スル爲メニ制定シタル法律規則ニ違背スル者ヲ罰シテ以

Felony

「フェロニー」
ノ解

Crime
Misdemeanor

テ社會ノ幸福ヲ保護スルナリ而シテ如何ナル所爲ヲ犯罪ト稱スルカ
 其之ヲ罰スルノ方法如何ハ即本法ノ論スヘキ所ナリ
 通常ノ言語ニテ「クライム」(刑罪)ト云ヘハ重罪輕罪ヲ指スモノニシテ治
 安裁判官カ即決裁判ヲ以テ科料等ニ處スルモノハ之ヲ「クライム」ト稱
 セスシテ一層普通ノ語ヲ用ヒ「チーフエンズ」(罪科)ト言フナリ斯ノ如ク
 「グライム」ハ重罪「フェロニー」或ハ輕罪「ミスデミノル」ヨリ成リ立ツモノ
 ニシテ「ミスデミノル」ナル語ハ通常「フェロニー」ニ至ラサル輕キ「グライ
 ム」ヲ表スル爲メニ使用セラル、カ如シト雖適當ニ之ヲ云ヘハ「グライ
 ム」ト同意義ナルヲ以テ是ヨリ「フェロニー」ナル語ノ性質及意義ニ就テ
 數言ヲ費スヘシ

「フェロニー」ナル語ハ英國ニ於テハ凡犯罪トシテ罰スルニ土地及其他
 ノ財産沒収ヲ以テスルモノトス國事犯ノ如キ亦然リ國事犯ハ總テ「フ

英國刑法

九

エロニ一「中ニ含有スレトモ總テノ「フェロニ一」ハ國事犯ニハアラサル
 ナリ其他死刑ヲ以テ論ス可キ罪或ハ殺人罪或ハ自殺罪ノ如キ皆此中
 ニ包有スルモノトス是レ財産沒収ノ刑ヲ加フルヲ以テナリ故ニ今此
 語ノ定義ヲ下セハ左ノ如シ

普通法上土地若クハ其他ノ財産或ハ土地其他ノ財産共ニ沒収スル罪
 ナ「フェロ一」ト云フ而シテ其度ノ高キモノニハ死刑又ハ其他ノ刑ヲ附
 加スルモノトス

「フェロニ一」ノ文字ハ「フヒ一」ロ一ン」ノ二ツヨリ成立シ「フヒ一」トハ利益
 アル財産ト云フ意ニシテ「ロ一ン」ハ價值ト云フ義ナリ而シテ此文字ヲ
 犯罪ニ適用スルニ至リシ由來ハ昔封建時代ニ在リテ主領者ヨリ其從
 屬者ニ土地ヲ附與シ置キ從屬者若シ罪ヲ犯ストキハ之ヲ罰スルニ其
 土地ヲ沒収セシヨリ後世之ヲ傳ヘテ重罪ニハ「フェロニ一」ナル語ヲ用

刑罰權^本 Power of human
Punishment 質

刑罰ノ性^リ Nature of
Punishment

ヒルニ至レリ前ニ死刑ヲ以テ罰スヘキ罪ハ「フエロニー」ナリト述ヘタ
リト雖普通法上死刑ニ處スルモ「フエロニー」ニアラサルモノアリ即異
教ヲ奉スル罪ノ如キハ死刑ヲ以テ罰スルモ犯罪者ノ財産ヲ沒收スル
コトナキヲ以テ「フエロニー」ニアラス要スルニ「フエロニー」トハ犯罪者
ヲ罰スルニ多少其所有財産ヲ沒收スル罪ヲ云フナリ

第二章 刑罰ノ性質

刑罰トハ法律ニ定メタル重罪輕罪ヲ犯シタルモノニ蒙ラシムル「イビ
ルス」兇害即不便ヲ云フ余ハ今茲ニ刑罰權ト刑罰ノ目的及其程度ヲ順
次ニ略述スヘシ

第一節 刑罰權

元來人類ナルモノ、社會ヲ成シテ生存シ違法ノ者ニハ刑罰ヲ科スル
ト云フ即其刑罰權ハ何故立法者之ヲ有スルモノナリヤト問フニ曰法

律ニ背反スル者ヲ罰スルノ權利ハ獨リ立法者ノミナラス誰人ニテモ
尙社會ニ生存スルモノハ此權ヲ受ケ得タルモノナリ然ルニ人ヲ殺ス
勿レト云フ天理ノ存スルモ其違背者ヲ罰スル者ナキ時ハ天理モ其功
ヲ奏スル能ハサルヲ以テ社會中何人カ此權ヲ有スルモノナカル可カ
ラス果シテ何人カ之ヲ有スル者アリトモハ社會ノ人類モ亦皆此權ヲ
有スルモノナリ如何トナレハ社會ノ人類ハ皆平等一樣ナルヲ以テナ
リ然レトモ尙一社會ヲ成ス以上ハ其社會人中ノ有スル刑罰權ハ擧テ
之ヲ其主權者ニ依托シ以テ各自ニ關スル事ニ就テ各自裁判官タルノ
弊ヲ防クモノナリ

凡犯罪ニハ「マ」ラ「プロ」ヒ「タ」^る「及」マ「ライ」ン「スト」ノ別アリ「マ」ラ「プロ」ヒ「ビ」
「タ」_一トハ人定法ニ反スルノ所爲ヲ云ヒ「マ」ラ「イン」_一「スト」トハ天法ニ反ス
ルノ所爲ヲ云フ例ハ法律ヲ以テ阿片烟ヲ喫スルヲ禁止スル如キハ

「マラプロ
ヒビター」
ト「マライ
ンスー」ト
ノ區別

「マラプロヒビター」ニシテ人ヲ殺ス勿レ等普通一般ノ惡事ハ「マライ
ンスー」ナリ語ヲ換ヘテ云ヘハ後者ハ法律ヲ待タス其性質上既ニ兇惡ナ
ルモノヲ指シ前者ハ其性質ハ然ラサルモ法律之ヲ惡事ト爲シタルモ
ノヲ云フ

第一種ノ「マラプロヒビター」ノ犯罪ニ關シ主權者カ其犯罪者ニ對シテ
刑罰ヲ被ラシムルノ權ヲ有スル所以ハ此權タル固ト爲害者ト合意上
ヨリ來ルモノトス何トナレハ人民各自明白ニ之ヲ約セシコトナキモ
苟人類相群居シテ社會ヲ組成セシ以上ハ法律ヲ制定シテ之ヲ實際ニ
施行シ之ニ背反スル者ヲ罰スルコトハ擧テ之ヲ主權者ニ依托シタル
モノナリ故ニ刑罰權ノ歸スル所ハ爲害者ノ受クル刑罰ハ爲害者自ラ
制定シタル法律ニ依テ刑セラル、モノニシテ約言スレハ刑罰ヲ科セ
ラル、ハ約束上ヨリ出タルモノト云フテ不可ナキナリ

然レハ主權者ノ有スル權限ノ區域ハ如何ト尋ヌルニ曰社會人民各自
 ノ有スル權ト同一ニシテ之ヨリハ一步モ超ヘテ刑罰ノ權ヲ有セサル
 モノトス

第二種ノ「マラインスー」即其性質上兇惡ナルモノニ關シテハ直チニ上
 帝ノ命令ヲ以テ刑罰ヲ施スモノアリ彼ノアノ一族ノミチ存シテ他ハ
 洪水ノ爲メニ流サレタル如キハ其一例ナリトス又上帝ニアラスシテ
 主權者ノ意見ヲ以テ「マラプロヒビター」ノ犯罪者ト雖死刑ニ處スルコ
 トアリ

然リト雖「マラプロヒビター」ノ犯罪ニ關シテハ立法者ハ最大ノ熟慮ヲ
 費シタル後ニ非サレハ容易ニ死刑ヲ施ス可カラス抑犯罪者ヲ死刑ニ
 處スルト否トチ立法者ノ判斷ニ一委スルハ甚危険ナルコトナリ如何
 トナレハ犯罪者ヲ死刑ニ處スル所以ハ社會ニ例ヲ示シテ犯罪者ヲ防
 ラス

死刑ハ容
 易ニ之ヲ
 行フヘカ
 ラス

刑罰ノ目的

クト他ニ之ヲ罰スルノ方法ナキノ故ニ非ス犯罪ヲ罰スルノ目的ハ固ヨリ他人ヲシテ之ニ傲ハシメサルノ龜鑑トスルニ在リト雖トモ之ヲ以テ他人ヲ威嚇セシムルハ正當ナリト云フヲ得ス如何トナレハ良シヤ法律ハ公正ナルニモセヨ其之ヲ實際ニ施行スルノ手段ハ業ニ既ニ正當ナルモノニアラサルヲ以テナリ蓋人ノ性命ヲ絶ツハ最モ謹慎ヲ加ヘ其情ノ最モ惡ムヘキモノナル場合ニ限ルモノニシテ人類ノ性命ハ上帝ノ賜モノナレハ人類ハ自ラ其生活ヲ辞セント欲スルモ能ハス又他人ノ性命ヲ剝奪スルヲ得サルモノニシテ苟上帝ノ命令アルニアラサレハ決シテ人類ノ性命ヲ絶ツ能ハサルモノトス

第二節 刑罰ノ目的

法律ニ背反スル者ニ刑罰ヲ加フルハ敢テ復讐ノ目的ニ出テタルモノニアラスシテ現犯罪者ヲ罰シテ未來ノ犯罪者ヲ防ク爲メナリ現犯罪

者ヲ罰シテ未來ノ人ヲ戒ムル方法ニ三アリ

第一 犯罪者ヲ罰金禁錮又ハ流罪等ニ處スルコト

第二 犯罪者ニ耻辱ヲ蒙ラシムルコト

第三 犯罪者ノ性命ヲ剝奪シ又ハ終身ノ流刑ニ處シ或ハ奴隸トナ

スコト

現犯罪者ヲ罰シテ未來ノ人ヲ戒ムルノ方法ハ斯ノ如ク異ナル所アリト雖其結果ニ至テハ毫モ異ナル所ナシ此方法ヲ以テ刑罰ヲ行フトキハ社會ノ安寧ヲ保テ未來ノ人ヲ戒ムルノ目的ヲ達スルコトヲ得ルモノトス故ニ刑罰ヲ科スルニハ其目的ニ比例シテ之ヲ科スルモノニシテ例ヘハ一時ノ禁錮ニ處シテ懲治スルヲ得ルモノハ之ヲ禁錮ノ刑ニ處シ又其情最惡ムヘク且重クシテ到底懲治スルノ見込ナキモノハ死刑等ニ處スルカ如シ

帝ハテチヲフヰラス及ドロテアス二人ニ命シトライボニアンチ総裁トシテ法律學ノ初歩ヲ編纂セシメ五百三十三年ノ末ニ公布シ之ニ法律タルノ効力ヲ賦與セリ專ラガイアスノ敎課書ニ基キ多少ノ變更ヲ施シタルニ過キス

全編ヲ四卷ニ分チ每卷ヲ章ニ分ツ章ノ數總テ五十九アリ殆ト私法ノミニ限リ人事篇財産篇及訴訟篇ノ三部トシ第四卷ニ於テ公法ヲ略論セリ次序排置ノ整頓セルハ法律書中本書ニ如クモノナシト云フ古ヨリ本書ヲ翻譯シ模擬シ註釋シテ出版スル一年トシテ見サルノ年ナシト云ヘリ

新法 ^ノ「ノールベル」

五百三十四年ニ帝ノ法令ヲ再編輯シタレトモ其後帝ノ在位ノ間即五百六十五年ニ至ルマテニ又々許多ノ法令ヲ發シタリ之ヲ「ノールベル」ト

羅馬法律

大全

Corpus juris civilis
Pandect

シヤスチ
ニアソ帝

ノ後羅馬
法ノ衰亡
及其再興

東方ニ於
ケル羅馬
法ノ盛衰

稱ス「ノールベル」ハシアスチニアソ帝自ラ編纂セシメタル者ニアラス帝
ノ死後法律教師シユリアンカ百二十五箇ノ「ノールベル」ヲ發行シタリ

羅馬法律大全 「コーパス、ヂユリス、シピリス」

後世歐羅巴洲ニ於テ講修スル所ノ羅馬法ハ羅馬法律大全ト稱スル者
ニテ即「インスチ、ウト」^ハ「パンデクト」^ハ「コード」ノベル」ヲ合併シタル者
ナリ

第一章

シヤスチニアソ帝ノ後羅馬法ノ衰亡及其再興
東方ニ於ル羅馬法ノ盛衰

東帝國ニ於テハシアスチニアソノ編纂セシ諸法律ヲ希臘語ニ翻譯セ
シノミナラス後ニ出テタル「ノールベル」ノ如キハ大抵始メヨリ希臘語ヲ
以テ布告シタリ此等ノ希臘語ノ法律及之ニ註釋シタルモノハ原書ヨ

Institute
Dizest
Code

リモ盛ニ東帝國ニ於テ行ハレタリ東帝國ノ諸帝ハ許多ノ勅令ヲ發シ
テシアスチニアノ編纂法ヲ變更シ其他政府ニテ希臘語ヲ以テ作り
タル法律書ノ屢出テタル爲メシヤスチニアノ法律ハ漸々其効力ヲ
失フニ至レリ八百七十八年ニバシリアス帝ハ^{ic}インスチ、ウト^{is}ダイセ
スト^h「コード」ノ「ノベル」等ニ記載セル法律ヲ其論題ノ異同ニ從ヒテ合併
編纂シ之ニ後年ニ發シタル勅令ヲモ加ヘンコトヲ企テタリ此書ヲ名
ケテ「パシリカ」ト云ヒ都テ六十卷ニ分ツ其子リオ帝ノトキニ至テ之ヲ
完全シタリ此書ハ東帝國ノ亡フルマテ効力ヲ有シタルモノナレトモ
不幸ニシテ後世ニ傳ハリタル者完全ナルヲ得ス千六百四十七年ニフ
エブロート云フモノ巴里ニ於テ之ヲ出版シタリ三十六卷ハ完全ナレ
トモ餘ノ七卷ハ不完全ナリ尙四卷ハ後年ニ至リテ之ヲ發見スル者ア
リテ上梓セリ

コンスタンチン、ハルメノビウラスト云フ判事ノ著シタル「プロムプチ
ウアリアム」ト稱スル書ハ「バシリカ」ト共ニシアシテニアソノ帝ノ法ヲ詳
明スルニ甚有益ノ書ナリ故ニ第十六世紀ニ佛國ニ於テ羅馬法ノ歴史
學派ノ創立者タルチ以テ有名ナル「キニシアス」ハ多ク此書ヲ引用シタ
リ

西方ニ於ル羅馬法ノ盛衰

西方ニ於
ケル羅馬
法ノ盛衰

Goth

シアシテニアソノ帝ガ編纂法ヲ發シタルトキニ當リテハ「意大利」ハ「ゴス」
人種ノ占據スル所ナリシカハ帝ノ編纂法ハ專ラ東帝國ニ於テ施行ス
ルノ目的ナリシナリ
蓋四百十五年ニ「ヒシゴス」ハ南部ノ「ゴトル」ニ王國ヲ起シ同世紀ノ半頃
ニ「ブルガンゼアス」人種ハ「ロートン」河畔ニ沿ヒ同ク王國ヲ構ヘ「オスツ
ゴス」人種ハ四百九十三年頃意大利ヲ占有シタリ

^り Lex romana durgan
dioram

^ち Lex romana visigo
thotam

「エヂクタクム、テオドリシ、ハ五百年ニ」オストロゴス「王國ニ於テ發行セラ
ル太々簡單ニシテ不完全ノ法ナリ五百五十三年ナトセスガシアヌチ
ニア^ン帝ヲ爲メニ意^太利ヲ恢復スルヤ此法ハ廢絶ニ歸セリ
「レツキス、ローマナ、ビシゴソラム」ハ五百六年ニアラリツク帝第二世カ
「ビシゴス」王國人民ノ爲メニ發シタル者ナリ專ラテオドシアン法ニ據
レリ「レツキス、ローマナ、ブルガンシオラム」ハ五百十七年ニ「ブルガンヂ
アン」人ノ爲メニ制シタル者ニテ右ノ諸法中最モ不備粗漏ノ編纂法ナ
リシト云フ此法ハ五百三十六年ニ此王國ノ敗亡ト共ニ不用ニ屬セリ
ベルサリアス及ナトセスノ方ニ依テシアヌチニア^ン帝ハ一時意^太利
及亞非利如チ恢復シタレハ五百五十四年ニ勅令ヲ下シテ帝ノ編纂法
ハ此地方ニ於テモ施行スヘキ旨ヲ達シタリ但帝ノ法ハ意^太利内ニ行
ハル、マデニテゴール又ハスベインニハ及ラコトヲ得ス此地方ヲ人

種ハ日耳曼人種ノ爲メニ征服セラレタル者ナレハ此日耳曼人種カ探用シタル「テナトシアン」編纂法及羅馬西帝國ノ亡ヒタル頃行ハレタル羅馬法ヲ專ラ用ヒタリ若干モナク意太利ハ「ロムバード」人種ノ取ル所トナリタレハ「デアスチニアン」法ハ是ニ至リテ全ク西方ニ力ヲ失ヘリ然レトモ此以後「デアスチニアン」法ハ全ク湮没シテ跡ヲ絶チ一千一百三十五年ニアマル「フイニ」於テ「パンデク」ノ寫本ヲ發見シテ忽然再興シタリトノ俗説ハ「サビニ」氏ノ講究ニ依テ其虛説タルコトヲ證スルヲ得タリ「デアスチニアン」法ハ「アマルフイ」ノ征伐前ヨリ西部人民ノ大ニ研窮スル所ニシテ第九第十一世紀ノ間ニ至テハ全ク「テオドシア」編纂法ニ代リテ人民ノ信ヲ得タル者ト知ラル現ニ「ピーター、オフバレンス」ハ十一世紀ニシ「デアスチニアン」ノ法ヲ其著書ニ引用シタルノ實例ヲ以テスルモ之ヲ證スルニ足レリ

歐羅巴ニ於テ羅馬法ノ再興
ボローナノ學校

Bologna
Glosses

歐羅巴ニ於テ羅馬法ノ再興

ボローナノ學校

アーネリアスハボローナニ於テ始メテ法律ノ學校ヲ起シ一千一
ヨリ一千一百十八年マテ講義ヲナシタリ是ヨリシテ羅馬法律ハ再
大ニ世ニ行ハル、ニ至ル當時法律家ノ專ラ務メトセシ所ハ原文ノ不
明ナル點ヘ僅少ノ註解ヲ施スコトニ在リテ之ヲグルグロツセスト稱シ當
時ノ學者ヲグログロセツイトースト呼ヘリアクカーミアスト云フ者此註
解ヲ編纂シタリブアカリアスト云ヘルロムバルド人ハ一千一百四十
九年頃ニ己ニ英國ニ渡リテオツキスフオールドニ於テ法律ノ講筵ヲ張
レリ當時ノ英國王ステーフエンハブアカリアスノ英國ニ於テ羅馬法
ヲ講スルコトヲ禁止シタレトモ當時學術ノ專有者タル僧侶ハ最モ羅
馬法ヲ獎勵シ毫モ國王ノ命ヲ意ニ介セサリシト云フ

羅馬法

三十七

三十七

三十六

學者風法
律家ノ世

Scholastic jurists

第十六世
期ニ於ケ
ル佛國法
律家

學者風法律家ノ世スコラスチツク、シウリスト

註解法律家ニ次テ世ニ顯ハレタル者ヲ學者風法律家トシ第十三世紀ヨリ第十五世紀ノ末マデハ此種ノ學風盛ニ行ハレタリナドフレダス、バルトレスチ此學派中ノ高名ナル者トス此學派ノ風ハ徒ニ高遠ノ說チテシテ相尙ヒ原文ヲ疎ンシテ寧ロ註釋家ノ私說ニ從フチ習トセリ

第十六世紀ニ於ル佛國ノ法律家

第十五世紀マテハ羅馬法再興シタリトハ云ヒナカラ全ク伊太利内ニ於テ盛大チ致シタルニ止マリシカ第十六世紀ニ及ンテ漸ク佛國ニ再興ノ兆チ顯シタリミラン府ナルアンドレアチハ佛王フランシス一世ノ招聘ニ應シブルケス府ニ赴キ羅馬法ノ講筵ヲ開キタルニ之ヲ參聽スルノ學生雲集シタリ文學及古代學ヲ以テ法律學ニ交ヘタルハ此人チ以テ嚆矢トス千五百五十年バビアニ死セリ

千五百五十年^わキユシアスハブルケス府ノ學校ノ法律教師トナリ法律
 學ノ歴史派ヲ創設シタリ此人ノ著作ニ係ル「パラチトラ」ト稱スル書ハ
 「ダイゼスト」ヲ簡明ニ解釋シタルモノニシテ最學者ノ賞賛ヲ得タル書
 ニシテ實ニ法律學ノ一期限ヲナス者ナリ此人ハ近代歐州ニ出テタル
 羅馬法ノ註釋家ノ中ニテ第一等ノ地位ヲ占ムルコトハ學者ノ共ニ許
 ス所ナリ氏ハツールトズノ産ニシテ千五百九十年ブルゲスニ死ス
 千五百六十七年^かフランシス、ホトマンハ「アメンチツリボニアナス」ト題シ
 タル一書ヲ著シテキユシアスノ說ニ抗抵シタリ蓋ホツトマンノ此書
 タル特リチアスチニア^ん及トライボニア^ンノ法ヲ攻撃スルノミナラ
 スバビミアンボトラスアルヒアン等ノ法律家ノ說ヲモ排斥シテ假借
 スル所ナシホツトマンハ即アンチローマニスト學派ノ元祖ニシテ其
 說ハ羅馬法ノ中取ルヘキヲ取り捨ツヘキヲ捨テ之ニ至當ノ改良ヲ施

羅馬法

三十九

三十九

三十八

シ以テ新ニ成典ヲ編纂スヘシト云フニ在リ當時佛ノ法律家ハ大抵此
説ニ左袒シ其勢力ノ盛ナル遂ニ千五百七十九年ニ「プロア」ノ勅令ヲ以
テ巴里ノ大學ニテ羅馬法ヲ講義スルコトヲ禁シタリ然レトモ其後未
一百年ヲ出テサルニ再ヒ羅馬法學ノ興起スルヲ見ル

第十六世紀ニ於テ大ニ佛蘭西法律ヲ擴張シタル者ヲ「チアーレス・ギユ
ム・ラントス氏」ハ巴里ノノ慣習ヲ註釋シタル書ニ於テ巧ニ羅馬法ト
佛蘭西法トヲ混同シタリ後世ノ學者ハ大抵之ヲ師トス有名ノ「ボチエ
ー」ノ如キモ亦氏ノ書ニ依リテ悟ル所多シトス氏ハ千五百六十六年ニ
死ス

和蘭ノ法律家

第十六世紀以後ハ和蘭及西班牙ニ於テハ羅馬法ヲ講ズルコト盛ナリ
和蘭ヨリ出デタル學者ノ有名ナル者ヲ舉クレハ「グロシアス・ビニン」

ス、ヒユバー、シアルチング、ピンカー、シユツク等トス

第十七世紀第十八世紀ノ法律家

第十七世紀以來羅馬法ノ行ハル、益盛ナリ最モ有名ナル羅馬法學者

ハドマー、ハイ子シアス、バツヒ、ポチエートス

ハイ子シアスハ日耳曼ノ法律家ニテ千七百四十一年ハルニ死ス氏ノ

著書ハ其數甚多ク羅馬法及日耳曼法ノ歴史羅馬古代ノ事蹟インスナ

チウト及バンデクトノ初歩等アリ何レモ廣ク世ニ行ハレタリバツヒ

モ日耳曼ノ學者ニシテ千七百五十八年ニ死ス羅馬法ノ歴史家中最モ

高名ナル者ナリシ

ポチエーハ佛蘭西ノ學者ニシテ千七百七十二年ニ死ス氏ノ著シタル

佛國法律書ハ成典ノ出ツル前ニ於テハ最モ完全ナル書ナリシ又氏ハ

羅馬法ニ付キ最モ有名ナル書ヲ著作セリバンテクトト稱スル者はナ

英國ノ羅
馬法學者

リ其目的トスル所ハギアスチニアノ編纂シタル諸編ノ法律書ハ排
置ノ混乱セルカ故ニ學ブニ便ナラサレハ此數篇ノ書ヲ網羅シテ之ヲ
一部ノ書ニ収入シ論題ノ異同ニ從ヒテ之ヲ區別スルニ在リ十二年ノ
功勞ヲ積ミ遂ニ此大業ヲ成就シ拉丁語ヲ以テ之ヲ綴リタリ

英國ノ羅馬法學者

英國ハ古來羅馬法學者ニ乏シアーサーダツクリチヤードツーチユウ
ウードテイロー、ブラウン、ナト云フ人々ハ羅馬法ニ關スル著書アレト
モ皆稱スルニ足ルモノナシ獨リギブボンハ其羅馬衰頽史ノ第四十四
章ニ於テ羅馬法律ノ概略ヲ簡約ニ叙述シタルハ羅馬法學者ト稱スル
人々ト雖敬服スル所ナリ千七百八十九年ニ日耳曼語ニ翻譯シ千八百
二十一年ニ佛語ニ譯シタリ近世ニ至リテハ英國ニ於テモ羅馬法律家
ヲ出スコト敢テ少ナシトセス就中コルフーンノ著書ハ最モ心ヲ用ヒ

タルモノナリ
 日耳曼ノ歴史法學派
 古來日耳曼ハ羅馬法ヲ講究スルコト最勉メタル國ナルカ第十八世紀
 ノ末以來新種ノ歴史法學派ト云フ者ヲ生シタリ畢竟從來羅馬法律書
 ノ埋没シテ知レサル者近世ニ及ヒ漸々發見セラレタルコト其大原因
 ナリトス即ガイアスノ教課書「シチドシアン」成典「ゼフラグメント、バ
 チカナ、ゼレビユブリツク、オフ、シセロ、ゼ、レトリツク、オフ、シウリアス、ブ
 イクトル、ゼ、フラグメント、オフ、シムマカス」等ノ發見ニ由リ従前學者ノ
 知ラサリシ事實ヲ發明シ從來ノ誤說ヲ正シタルヨリシテ羅馬法ハ全
 ク其面目ヲ一新シタリ而シテ此事ニ關シテ著名ノ學者ハヒュゴ、ホ
 ーボールド、チボ、ニール、サビニ、ナリニールハ一千八百十
 一年ニ羅馬歴史ヲ著シタリ歴史派ノ首座ヲ占メタル者ハ柏林ノ教師

サビニ一ニシテ千八百六十一年八月十三歳ニテ死セリ其著書ノ中最モ
高名ナル者ハ「ボゼシヨン」中世羅馬法ノ歴史及現存羅馬法族ナリ「パン
シエロー」ハハイデルベルヒノ羅馬法教師ニシテ「パンデクト」ノ註釋ヲ
爲シタルノ故ヲ以テ世ニ知ラル

第三章

羅馬人ノ法律ノ區別

法學「ヂユリスプルーデンシア」

羅馬ノ法律ハ固ト道德ニ根據スルモノニシテ羅馬人ハ近世ノ學者ノ
如ク法律ト道德トヲ區別スルコト精密ナラス故ニシアスチニアソク
課書ノ開卷第一ニ法學ヲ解シテ曰ク法學トハ神事及人事ノ學識ナリ
正及不正ノ科學ナリト又云ク法律ノ格言ハ正直ニ生活シ人ヲ害セズ
各人ニ其所ヲ得セシト云フニ在リト

公法及私法

性法萬國法及國法

Jus publicum et jus privatum

公法及私法レシユスバブリカム、エトシアスプライベータム

羅馬人ハ法律ヲ其目的ノ點ニ關シテ公法ト私法トノ二ニ區別シタリ
公法ハ羅馬帝國ノ政府ニ關スルコトヲ定メ私法ハ一箇人ノ利益ニ關
スルコトヲ定ム

性法萬國法及國法

羅馬法學者中法律ヲ萬國法ト國法トノ二ニ分ツ者アリ之ニ性法ヲ加
ヘテ三ツニ分ツ者アリシアステニアン帝ハ三種ノ區別ヲ採用シタリ
羅馬法ニ云フ所ノ性法トハ總テ動物カ天性ニ於テ固有スル所ノ法則
ヲ指示ス女性ト男性トノ配偶ノ如キ人畜共ニ存スル所ノ法ノ如キ是
ナリ
各國ノ人カ共ニ法律トシテ行フ所ノモノヲ萬國法ト云ヒ一國ノ人民
カ特ニ其國ノ爲メニ設ケタル所ノ法律ヲ國法ト云フ故ニ羅馬ニ於テ

行ハル、法律ノ性質ヲ分析スル時ハ各國ノ人民カ共ニ用フル法律ト
 特ニ羅馬ノ爲メニ設ケタル法律トノ二原素アルコトヲ發見スヘシ
 性法ト萬國法ト異ナル一例ヲ擧グレハ奴隸ノ制度ノ如キ當時世界ノ
 各國ニ於テ皆此制度ヲ行ヒタルモノナレハ之ヲ萬國法ト云フヘキモ
 性法ニ於テハ人ハ皆生レナカラニシテ自由ナルモノナレハ萬國法ト
 反對セルカ如シ
 國法ト萬國法トノ別ハ前述ノ如クナレトモ其實ハ必スシモ然ラス羅
 馬學者カ國法ト稱スル者ハ羅馬ニ於テ古來行ハレタル舊法ヲ指シ云
 フ者ニシテ即彼ノ「アレートル」官ノ製造シタル新法ニ對シテ用フルヲ
 通常トス
 羅馬人カ萬國法ト稱ヘタル者ハギリイキノ「ストイツク」哲學派ノ羅馬
 ニ入リタル後ハ自然法即性法ト同一物ナリト看做サレタル「ストイツ

い
る Jufancy
master and servant

い
る Domestic relations
は Husband and wife
に Parent and child
に Guardian and ward

親族法

緒言

法學士 山田喜之助 講義
校友 山口正毅 編輯

親族法トハ佛蘭西法ニテ人事篇或ハ身分法ト稱ス名稱ハ何レニシテ
モ可ナルカ先ツ親族法ト云方カ最簡易ニシテ且了解シ易カラシ即今
日ヨリ漸次講スル所ノ順次ハ
第一 夫妻ノ關係
第二 親子ノ關係
第三 後見人及被後見人ノ關係
第四 幼年ノ事
第五 主人及僕婢ノ關係

以上五箇ノ區別ニ從ヒ今後講義セントス

元來親族法ノ性質タルヤ現今ノ有様ニテハ最講シ難キモノトス乃チ前ニ掲ケタル題ニ依テ見テモ略ホ明ナリ夫妻ノ關係親子ノ關係ノ如キハ道德習慣ニ基ツクヘキモノナレハ立法ノ手段ヲ以テ法律上其權利義務ヲ定ムルハ甚タ難キモノナリ獨リ其難キノミナラス好シヤ奮發シテ明文ヲ作ルモ實地ニ臨ミテ不便ナルヨリ到底圓滑ニ行ハル、トハ覺東ナシトス

右等ノ理由ニ依リ英吉利ノ如キ元來習慣ヨリ發シタル判決例ヲ法ト爲シ立法ノ手段ヲ用ヒサル國ニテハ勢ヒ確實明瞭ナルモノヲ知ラント欲スルハ難キモノナリ併シ乍ラ法律ノ完美ハ外形ニアラス好シヤ勉メテ明瞭ナル外形ヲ作成スルモ外形ノミニテハ固ヨリ何ノ用ニモ爲ラサルナリ加フルニ親族法ノ如キハ世ノ進歩ト伴ヒ著シキ變遷ヲ

爲スモノナリ固ヨリ何ノ法律ニテモ世ノ進歩ト共ニ變遷セサルモノ
 ナク獨リ親族法ニ限ラサル譯合ナカテ佛蘭西ノ如ク一旦明文ヲ以テ
 法典ヲ作成スルトキハ公然之ヲ取消スカ又ハ之ヲ修正セサレハ更ニ
 進歩スルモノニアラサルナリ乃依然トシテ舊來ノ如ク存スルモノナ
 リ併シ英米ノ如キ明文法ニアラサルモノ殊ニ親族法ノ如キモノハ著
 シク社會ノ進歩ニ伴フテ變遷スルモノナレハ現今ノミナラス今後如
 何程變遷スルヤ推知ス可ラサルナリ故ニ余ハ先英米法ノ原則ヲ掲ケ
 解シ易カラシメンカヌメ古代ヨリノ來歴ヲ述ヘ傍ラ歐洲諸國ノ法ヲ
 參照シ且今後ノ傾向ハ如何ナルヘキヤヲ諸君ヲシテ卜知セシメンコ
 トヲ勉ムヘシ

第一卷

夫妻ヲ論ス

第一編

婚姻ヲ論ス

婚姻ハ英語ニテ「マリエージ」ト云ヒ則男子ト女子トカ双方共一人ツ、
 終身苦樂ヲ俱ニセントスル格段ナル關係ナリ乃右ノ定義ニ由テ見レ
 ハ第一男子女子ノ關係ナラサル可ラス第二男子モ一人女子モ一人ダ
 ルヲ要スルナリ第三終世苦樂ヲ俱ニスル特別ノ關係ナラサル可カラ
 サルナリ扱説明ヲ要スルニ及ハサルコトナレトモ男子一人ト女子二
 人トノ關係ノ如キハ固ヨリ婚姻ト謂フヲ得ス而シテ特リ其當座ノミ
 ナラス一旦結婚シタルモノハ其婚姻ノ繼續スル間ハ男子ハ他ノ女子
 ト婚姻ニ似タル關係ヲ結フヲ得ス女子モ又他ノ男子ト婚姻ニ似タル
 關係ヲ結フヲ得サルナリ又終世苦樂ヲ俱ニスル目的ナル可カラズ
 故ニ期限ヲ定メ例ヘハ幾年間婚姻ヲ爲サント約シ又何時ニテモ離婚
 スルヲ得ルモノ、如キハ婚姻ニアラサルナリ又婚姻ハ固ヨリ生存者
 間ニアラサレハ爲サテ得ス日本ノ小説杯ニハ往々死者ト婚スルコト

隨分院本中ニ在ルコトナレトモ法律上ニテハ是非双方共生存セサル
可ラサルナリ

次ニ婚姻ノ性質ニ就テ云ハサルヲ得サルコトハ婚姻ハ契約ナリヤ否
ヤノコトナリ或學者ハ契約ナリト云ヘトモ今日英米ニテハ契約ニア
ラスト云方カ定論ト成レリソコテ婚姻ハ契約ニテモ又否ラサルモ更
ニ關係ナキカ如シト雖其性質ヲ一層明ラカナラシメン爲メ契約ニア
ラサルコトヲ述ヘン

婚姻ニハ男女共夫婦ニ成ラントノ承諾アリ此承諾即六ヶ敷云ヘハ合
意アルユヘ婚姻ハ契約ナリト云ヘトモ是ハ穿タル説ニアラサルナリ
元來凡テ合意アルモノハ契約ナリト云論理ハ何カ様ニ考ヘテモ生セ
サルモノナリ而シテ契約ナルモノハ合意ヨリ生スルニ相違ナク乃合
意ノ一部分ト云フヲ得ルモ合意ハ必契約ニアラサルナリ左レハ合意

アルカ故ニ婚姻ヲ契約ナリト云フハ少シク物足ラヌ議論ナリ而シテ
 其契約ニアラサル理由ハ元來契約ハ各自ノ意志ニテ成立ツモノニシ
 テ其權利義務ハ契約者ノ合意ニテ成立スルモノナリ故ニ契約者ノ合
 意ニテ之ヲ取消スコトヲ得ヘク又之ヲ延期スルコトヲ得ヘク又之ヲ
 伸縮増減スルコトヲ得ヘシ之ニ反シテ婚姻ハ決シテ斯クノ如キモノ
 ニアラヌ夫妻ノ權利義務ハ法律ニテ之ヲ定メ決シテ双方ノ思ヒ通り
 ニスルヲ得サルナリ又契約ハ双方ノ合意アルトキハ自由ニ自ラ取消
 スコトヲ得ルモ婚姻ハ合意ノミニテ取消スコトヲ得ス乃承諾上ニテ
 モ取消スコトヲ得サルナリ加之婚姻ニ於テハ一ノ身分ヲ保有スルノ
 手續乃公式ヲ要ス
 然リト雖婚姻ト婚姻ノ契約トハ之ヲ區別セサル可カラス婚姻契約ト
 ハ將來幾日ニ婚姻スヘシト約シ又ハ其所ニ於テ婚姻セント云フ如キ

Void marriage
Voidable marriage

無効ノ婚
及無効
ニシ得ヘ
キ婚姻

Sale
Contract of sale

是レナリ而シテ其契約ニ從テ婚姻スルハ事柄其レ自身ハ契約ニアラ
 サルナリ諸君ハ他日之ニ似タル區別ヲ度々聽カル、コトナランカ乃賣
 買ニハ賣買ト賣買ノ契約トノ區別トアリ恰モ此婚姻ト婚姻ノ契約ト
 ノ區別ニ似タリ

婚姻ニ瑕瑾アルモノアリ乃之ヲ不完全ノ婚姻ト稱ス此不完全ノ婚姻
 ニ二種アリ

第一ハ無効ノ婚姻第二ハ無効ニ爲シ得ヘキ婚姻是ナリ無効ノ婚姻ト
 無効ニシ得ヘキ婚姻トノ別ハ甚必用ナリ無効ノ婚姻トハ事實婚姻ト
 稱スルモノ無キト同様ナリ故ニ甲乙間ノ婚姻カ無効ナルト云コトヲ
 爭フニハ何レノ裁判所ニ出訴スルモ可ナリ又他ノ訴訟事件ニ付帶シ
 テ辨論スルコトヲモ得ヘシ併シ乍ラ無効ニシ得ヘキ婚姻ハ之ヲ無効
 ト裁判言渡アルマテハ正當ノモノト看做スナリ而シテ其婚姻ヲ無効

トナラシメメンハ殊更ニ無効ニ爲スノ訴ヲ爲サ、ルヘカラス尤無効ニ
シ得ヘキ婚姻ノ場合ニテモ一旦裁判ヲ得タルトキハ裁判ヲ得タル當
時ヨリ無効トナルニアラスシテ最初ヨリ其婚姻無効ナリ而シテ無効
ニスヘキ婚姻ヲ無効ニセントスルニハ夫婦共生存ノ時ニ限ル若シ夫
又妻ニテモ一方ノ者ノ死シタルトキハ曾テ取結ヒタル婚姻ハ無効ナ
リト云ヲ得ス若シ裁判ノ中途ニテ死スルモ其裁判ハ停止セラル、モ
ノトス

婚姻ノ要件

婚姻ノ要件ニ付テ論スヘキコトハ

第一 血統

第二 社會上ノ地位乃身分

第三 能力乃精神上ノ有様

血統^{とち} Second marriage Froud
 は Socirlposition
 は mentalcapality
 は Physicalincopacity
 は Inarncy

第四 体格ノ不具

第五 幼年ノ不能力

第六 重婚^と乃二度目ノ婚姻

第七 詐偽脅迫錯誤

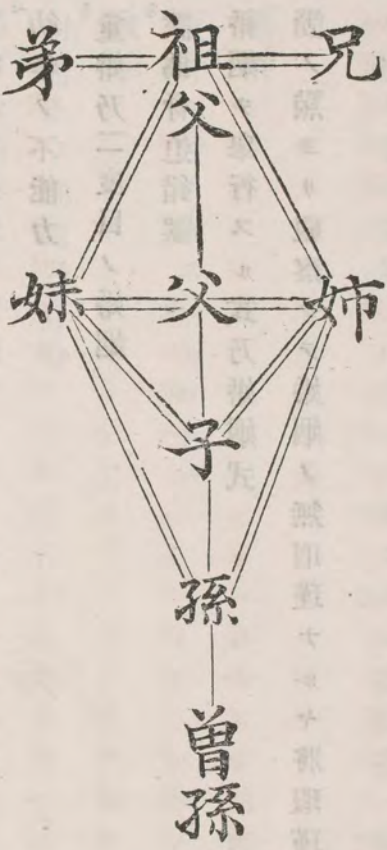
第八 婚姻ヲ舉行スル式乃婚姻式

以上八箇ノ點ヨリ觀察シテ婚姻ノ無瑕瑾ナルヤ將瑕瑾アルヤヲ知ラ
 ントス

第一 血統

凡テ進歩セル社會ニアリテハ血統ノ近キモノハ婚姻ヲ許サ、ル制度
 ヲ採用セリ例ヘハ父子兄弟ノ如キハ何國ニテモ之ヲ許サス而シテ其
 之ヲ許サ、ルハ全ク血統ノ甚近カニ過キルユヘナリサテ近キニモ種
 々度アリテ各國ノ法ヲ比較スレハ色々ナレトモ先何國ニテモ直系ノ

親ハ相婚ヲ許サス直系ノ親トハ父ノ子ニ於ケル子ノ孫ニ於ケル孫ノ曾孫
 ニ於ケル順々下リテ直線乃チ眞直ニ血統アルモノハ婚姻スルヲ得サ
 ルナリ而シテ文明國ハ何レモ同シトス然ルニ直系ノ親外ニ傍系親ナ
 ルモノアリ此傍系ノ親トハ兄弟從兄弟ノ如キ凡テ直系外ヲ指スモノ
 ナリ左ノ圖ノ如シ單線ノ關係ハ直系親ニシテ雙線關係ハ傍系親ナリ



傍系ノ親ト雖餘リ血統ノ近キモノハ婚姻ハ之ヲ禁セリ乃チ英法ニテ

社會上ノ地位

兄妹ハ勿論從兄妹モ又婚姻スルヲ得ス即英國法ニテモ親族ヲ一等二等三等親ト數ユル習慣アリテ三等親マテハ傍系親ト婚姻スルコトヲ禁セリ是ハ各國ノ定メ次第ニテ日本ニテハ從いとこ兄妹めうと夫婦ト云フコト澤山アリ又自分ノ妻ノ妹ヲ娶トルコトモ澤山アリ英國ニテハ之ヲ禁スルナリ自分ノ妻ハ血統ニアラサルユヘ理ニ於テ之ヲ禁ス可ラサル如シト雖英國ニテ之ヲ禁スルハ英國ニテハ自分ト妻ハ同一ニ見タルモノニテ親族ノ等親ヲ數フルニハ妻ノ妹ハ乃自分ノ妹トナルナリ而シテコレハ道理ニ叶フヤ否ヤハ擧置キ法律ハ斯クノ如ク極メタリ血統上禁セラレタルモノ、間ニ結ヒタル婚姻ハ無効ナリ、尤古ハ英國ニテハ無効ニスルヲ得ヘキ婚姻ナリシカ今日ハ無効トセリ

第二、社會上ノ地位

社會上ノ地位若クハ身分ト云ヘハ甚不明瞭ナルカ如シト雖結極人種

尊卑ノ如キモノ例ヘハ亞細亞人種歐羅巴人種華族平民ト云フカ如シ
 古ハ社會上ノ地位ヨリシテ互ニ婚姻スルコトヲ禁セシカ今日ハ尊卑
 互ニ婚姻スルコトハ自由ナリトス又人種ニ就テ古ハ重大ナル問題アリ
 乃奴隸ト自由人トハ婚姻スルヲ得スシテ若シ通スルコトアレハ法律
 ノ制裁ヲ免レサル所ナリシカ今日ハ奴隸ナルモノ無キユヘ婚姻ハ
 自由トナレリ

第三 精神上ノ資格即能力

婚姻ヲ爲スニハ婚姻ノ承諾ヲ表スルトキニ方リテ瑕瑾ナキ承諾ヲ爲
 ス丈ノ精神ヲ要ス故ニ瘋癲人或ハ白痴者ノ如ク相當ノ承諾ヲ爲ス能
 ハサルモノハ其承諾ハ無効トス尤瘋癲人トテモ常ニ精神ヲ失フモノ
 ニアラス若シ正氣アルトキ承諾スレハ有効ナリ且瘋癲白痴ニモ度アリ
 テ甚シキモノアリ又甚シカラサルモノアリ甚シキモノハ無効ナル

精神上ノ
 資格

体格ノ不具

モ甚シカラサルモノ又ハ少シ正氣ヲ失フ位ノモノハ夫妻ト成ルノ快
 樂ヲ受クル能ハスト云ノ理由ナカルヘシ故ニ權衡ヲ以テ測量スル如
 シ一定ナル能ハサルナリ
 契約法ニテ云ヘキコトナルカ酩酊ニテ取結ヒタル契約又ハ錯誤ノ契
 約ハ無効ニスルヲ得ヘキモノナリ瘋癲白痴者ノ如キハ前ニ述ヘタル
 如キカゝし、つんぼう、ノ如キハ其レ相當ニ他人ヨリ料見ヲ聞クコトヲ
 得ルカユヘニ婚姻ヲ取結フニ障礙ナキモノトス
 米ノ各州ニテハ瘋癲白痴者ノ婚姻ハ無効ナルヤ將タ無効ニ爲シ得ヘ
 キモノナルヤノ論盛ンナリシカ有名ナル判事ケント氏ハ只無効ニシ
 得ヘキモノナリト云ヘリ而シテ米ノ多クノ州ニテハ無効ニスヘキモ
 ノトセリ

第四 体格ノ不具

親族法

体格上ノ不具ハ誠ニ悼マシキ事ニテ男女生殖器ノ不完全ナルコトナ
リ其不完全ニシテ同衾スル効ナキモノハ夫婦トナルヲ得スコレハ自
然上ノ障礙ニシテ人造ニアラス若シモ夫若クハ妻ノ一方ニシテ生殖
器不充分ナルトキハ婚姻ノ取消ヲ許サル可ラス尤生殖器ノ不具モ
十分ナル不具ナルヲ要ス少シク他人ト異ナル位ニテハ取消ノ原因ト
ナラス又東洋ノ慣習ノ如ク子ナケレハ去ルト云フカ如キハ何レ生殖
器ニ不具ノ箇所アルヤモ知ル可カラスト雖コレ等ハ取消ノ原因トナ
ラサルナリ而シテ不具モ又婚姻ノ當時ニ不具ナルヲ要ス年ヲ經テ後
不具トナルモ取消ヲ許サス隨分人間ノ身体ニハ生ナカラ不具ナルモ
ノアリ或ハ其他ノ原因ヨリ不具トナルモノアリ況ンヤ老年ニハ身体
衰弱シテ不具トナルニ於テチヤ然レトモ今日ハ醫學ノ進歩ニ依テ不
完全ナル生殖器ヲ完全ニ成シ得ルニ至リシハ豈ニ幸ナラスヤ

組合法

法學士 松野貞一郎 講義

校友 畔上 啓策 編輯

第壹回

總論

諸君ハ組合法ヲ學フニ付テハ參考用ノ爲メ英國リンドレー氏ノ著書ニシテ山田喜之助氏ノ抄譯ニ係ル英國會社法ナル書冊アレハ講義ヲ聽クノ傍ラ之ニ就テ見ルヘシ

組合法ヲ講スルニ當テ先^レ組合ナルモノ、註解ヲ下サントス組合ナルモノ、零解ヲ與フレハ二人以上ノ者共同ノ目的ヲ以テ事業ヲ營ミ其利益ヲ分配スルコト是ナリ世上組合ナルモノ、註解許多アリト雖其解スル所區々ニシテ到底完全無缺ノモノナシ余モ亦僅々數語中ニ

満足ナル註解ヲ下スニ苦ムナリ然レトモ此法ノ全体ヲ講シ終ル後終始相通觀スレハ自ラ組合法ノ何タルヲ知ルヘキナリ却說二人以上ノ者共同ノ目的ヲ以テ事業ヲ營ミ其利益ヲ分配スルモノ之ヲ組合ト云フ今ヨリ此レニ關スル法律ヲ説明セント欲ス凡事物ノ何タルヲ知得センニハ必自己カ曾テ耳目鼻口ニ觸レタルコトヲ以テ其標準トセサルヘカラス故ニ組合ニ付テモ亦日本今日世上ニ行ハル、會社商社ノ如キモノヲ見ヨ此會社商社ナルモノ、中ニハ自然組合ナルモノアレハ之ニ就テ組合ノ何モノタルヲ知ラハ了解スル所アルヘシ

組合會社商社ノ區別ヲ論ス

今述フル二人以上ノ者共同ノ目的ヲ以テ事業ヲナスハ即數人集合シテ事ヲナスモノナリ其集合ニモ類多シ英國ニ於テ之ヲ分テ三トス

は Corporation
は Company
は Partnership

法律上實
際上ノ混
同

第一 「コルポレーション」 會社
第二 「コンパニー」 商社
第三 「パートナーシップ」 組合
是ナリ茲ニ「パートナーシップ」即組合ナルモノ、如何ナルコトヲ説明
スル前ニ會社商社ナルモノト此組合ト其異ナル所ノ概略ヲ講述セン
此會社商社組合ノ三者ハ法律上ニ於テハ區別判然セルモノナレトモ
實際商業上ニ於テハ會社ト商社トヲ混シ商社ヲ以テ組合ナリトスル
等名實相齟齬スルモノ往々ニシテ之アリ是レ世人カ其名ヲ附スルニ
法律上ニ由ラスシテ實際ニ適合スルモノヲ撰テ隨意ニ名目ヲ附スル
カ故ナリ然レトモ此間法律上權利義務ノ區別ハ明ニ存シテ無カルヘ
カラス日本ノ如キモ此三者ヲ混同シテ用ユルモノ尠ナカラス茲ニ諸
君ハ之ヲ判然明瞭ナラシメサル時ハ一旦法律上權利義務ヲ爭フ場合

組合法

三

六十三

六十二

第一ノ區別

第二ノ區別

組合ハ相識ノ間ニ成立ス

ニ際シテ惑ヲ引キ起スコトアリ故ニ此三者ヲ法律上ニ付テ説述スヘシ

第一區別

組合ナルモノハ大概人員ノ數少ナキヲ常トス英國ノ如キ

ハ成文律ヲ以テ其人員ニ限ル處アリ米國ノ如キハ之レカ制限ヲ設ケス左レト實際多人數ナル時ハ之レカ結合ヲナスコト能ハサルヘシ其次第ハ後日了解スヘシ之レニ反シテ會社商社ノ如キハ何レモ多人數ノ集合ナルヲ常トス

第二區別

組合ハ共心同力相互間ノ友誼信託ヲ羈絆トシ互ニ其人ヲ

知リ其事ヲ辨シテ結合スルモノニシテ即相識ノ間ニ行ハルモノナリ之ニ反シテ會社商社ノ如キハ人員多キヲ以テ相識リ相語ルニ由ナシ例ヘハ我國國立銀行ノ如キハ會社ナリ其株主ノ如キハ互ニ相識レル人ニアラス株主其人ノ如何ニ付テハ其間敢テ痛痒相關係セサルヘ

第三ノ區別

別

LEgalperson

會社ハ無

形人ナリ

組合ハ無

形人ニア

ラス

シ故ニ組合ハ相議ノ間ニ成立スト雖會社商社ハ否ラサルトノ區別アリ
 第三區別 此區別ハ最肝要ナルモノニシテ之ヲ知ラサルヨリ起ル所
 ノ弊害少ナカラス其ハ組合又ハ商社ハ法律上無形人トシテ取扱ハ
 スト雖會社ハ無形人ノ取扱チナスコト是ナリ無形人トハ何ソヤ曰法
 律上ノ一個人ナリ詳言スレハ法律ノ目ヨリ見テ一個ノ人ト假定ス
 ルモノナリ故ニ會社中ニ如何ナル人アルトモ其人々各自ノ權利義務
 ト格別ナル權義チ有シ他人ニ對シ又ハ社員ニ對シテハ會社ノ名義チ
 以テ訴チ起シ或ハ訴チ受クルモノトス會社チ組織セル諸人ト無形人
 ノ會社トハ全ク特別ニシテ恰モ二個人カ相對スルト同一ノ狀チ呈
 スルモノナリ然ルニ商社組合ニ至テハ之チ組織セル諸人トチ殊別ニ
 論スルコトチ得ス則組合タル集合体カ社員共同ノ資格チ以テ權利チ

組合法

五

六十五

六十四

無形人ノ一例

組合ヲ無形人ト認スルコトアリ

行ヒ義務ヲ負フモノトス此區別タル忽ニスヘカラサルヲ以テ諸君ハ此法ノ終リニ至ルマテ記憶シテ忘レサルヲ要ス我國國立銀行ノ如キモ一會社ト見做ヲ以テ會社自ラ訴訟ヲ起シ或ハ受クルコトヲ得又會社ヨリ社員株主ニ對シ訴訟ヲ起シ或ハ是等ヨリ訴訟ヲ受クルコトアルヘシ然レトモ個ハ固ヨリ民事上ノ權利義務ニ付テ云フコトニシテ刑事ノ体刑ニ至リテハ會社ナル無形人ニ實體ノ責任ヲ負ハシムルコト能ハサルヲ以テ刑事上ニ於テハ其人ヲ以テ論スルヲ得サルハ敢テ言ヲ俟タサルヘシ商社組合ハ社員ト離レタル無形人ナキヲ以テ會社ト大ニ異ナル所アリ日本等ニ履行ハル、モノ法律上ヨリ云フトキハ組合ナルモ會社ノ名義ヲ以テ營業スルモノアリ世人モ亦其名ニ惑ハサレ動モスレハ無形人ト誤認スルコトアルヨリ往々奸商等カ詐僞ノ手段トナルコトアリテ訴訟上困難ヲ釀成スルコト少ナカラス深ク

無形人ハ
法律ノ想
像ニ成立
ス

注意セサルヘケンヤ組合ハ前ニモ云フ如ク之ヲ組織セル諸人連帶又ハ各自ニ義務ヲ負ナモノニシテ會社ノ如ク之ヲ分離シテ論スルコトヲ得サレハ組合ノ盛衰ハ是レ之ヲ組織セル諸人ノ盛衰ニシテ終始組合ト運命ヲ共ニセサルヘカラス凡無形人ナルモノハ人民相互ノ契約ヲ以テ之ヲ作ルコトヲ得ス否ナ之ヲ組成セントスルモ法律上到底出來得ヘカラサルコトナリ無形人ハ成文律ノ制定ヲ待テ初メテ其効力ヲ顯ハスカ故ニ必政府ノ特許又ハ條例ヲ遵奉シテ成立スルモノトス如何トナレハ無形人トハ想像上ニ成立スル一個ノ集合体ニシテ法律上一個人ノ如ク權利義務ヲ負ハシムルモノナレハ法律力之ヲ創定セサル上ハ決シテ成立スヘキ道理ナキナリ故ニ政府ノ特許又ハ條例ヲ奉セサル以上ハ到底無形人ヲ作ル能ハサルモノナリ仍ホ詳細ノコトハ後回ニ讓ル

區別ノ要領

商社ト組合トノ區別

組合ハ株券ノ移轉ヲ爲サズ

區別ノ要領ヲ論ス

以上述ル三區別ヲ約言スレハ商社並ニ組合ハ無形人ニアラスシテ數人相集合シテ其集合体ノ各自カ權利義務ヲ執行スルモノナリ會社ハ之ニ反シテ社員各自ト分離シテ社員ノ集合体チ一ノ無形人トナス是レ其異ナル肝要ノ點ナリトス

商社ト組合トノ區別ヲ論ス

是ヨリ商社ト組合トノ區別チ一言スレハ商社ナルモノハ會社ト組合トノ間ニ在リテニハ會社ノ性質チ有シ一ハ組合ノ性質ヲ分有スルモノナリ商社ハ組合ニ比レハ人員多ク且株券ノ賣買讓與チナスモノナリ然レトモ或ル場合ニ於テハ之ヲ許サ、ルモノアリ之ヲ許ス所ハ會社ニ類シ之ヲ許サ、ル所ハ組合ニ類スルモノナリ

商社ハ多人數ヲ以テ成立スルカ故ニ隨テ事務ヲ取扱フヘキ役員ヲ撰

商社ハ人
員多シ故
ニ役員ヲ
設ケ事務
ヲ執ラシ
ム
組合ハ人
員少數ナ
リ
組合ハ各
自事務ニ
執掌ス
訴訟手續
ノ區別
區別ノ要
領

舉シテ之ニ擔任セシム之ニ反シテ組合ハ各自其事務ヲ取扱フノ相違
アリ尤稀ニハ商社ト雖人員少ナキトキハ互ニ事務ヲ取扱フコトアリ
又組合モ時トシテ役員ヲ撰舉スルコトアリ
又一ノ區別ハ訴訟ニ關シテノコトナリ商社ハ役員ヲ撰テ事務ヲ取扱
ハシムルモノナルヲ以テ一切ノ訴訟ハ皆此役員ノ名義ヲ以テス組合
ハ之ニ反シテ組合員悉皆ノ名ヲ以テス英國今日ノ有様ハ便宜ヲ計リ
組合ノ社名ヲ以テ訴訟ヲナスコトヲ許シ敢テ組合員全体ノ名ヲ記ス
ルニ及バサルコトナリ居ルト云フ

區別ノ要領ヲ論ス

上來講スル所ノ商社ト組合トノ區別ヲ略述スレハ第一商社ハ多人數
ヲ以テ結合シ組合トハ少人數ヲ以テ結合ス第二商社ハ株券ノ移轉ヲ
許スト雖組合ハ之ヲ許サス第三商社ハ役員ヲ撰舉シテ事務ヲ任スト

商社ハ無形人ニアラス

負債償却ノ方法ニ關シ組合ト商社ノ區別

雖組合ハ各自其事務ヲ執ル第四商社ハ必役員ノ名ヲ以テ訟訴ヲ爲シ組合ハ組合員各自連名ヲ以テスルカ又ハ社名ヲ以テスルノ四トス

商社ハ無形人ニアラサルコトヲ論ス

商社ノ無形人ナラサルコトハ組合ト同シ故ニ負債アレハ商社組合共ニ何レモ之ヲ組織セル諸人各自カ之ヲ負擔ス然レトモ此ニ負債償却ノ方法ニ付テ二者ノ間差異ヲ生スルモノアリ其差異トハ何ソヤ曰組合ノ場合ハ恰モ連帶ノ名義ヲ以テ義務ヲ負ヒ權利ヲ行フ即債主ハ組合ノ共有財産アルト否トヲ問ハス組合員中ノ何人ニ掛リテモ其私産ニ對シ負債全部ノ償却ヲ受ケント訴フルコトヲ得商社ハ之ニ反シテ社中共有財産アルトキハ必先之ヲ以テ負債ヲ償却シ若シ不足ヲ生スルトキハ社員ノ株券高ニ應シテ償却ヲナサシムルモノニシテ

別商社ノ區

Incorporated company
Uwmcorporated company
とち
力株特
券許
ノ商
効社

組合ノ如ク債主ノ隨意ニ社員各自ノ私産ニ向テ直チニ請求スルヲ得
サルノ區別アリ
商社ノ區別ヲ論ス
商社ヲ二ツニ分チ一ヲ特許商社ト云ヒ一ヲ普通商社ト云フ特許商社
ハ會社即「コルボレーシヨン」ニ相類シ政府ヨリ許サレタル特許狀ヲ有
スルモノナリ普通商社ハ別ニ政府ノ特許ヲ得スシテ人民相互ノ間ニ
成立シタルモノナリ故ニ特許商社ハ自然株券アリテ之レカ賣買ヲ許
サレ居ルモ普通商社ニ於テハ之ヲ許サレサルモノトス則特許商社ハ
稍無形人ノ体裁ヲ作ルモノニシテ株券ヲ以テ權利義務ノ代表物トシ
專ラ其人ノ如何ヲ問ハス之ヲ所有スルモノヲ社員トス故ニ株券面ニ
限ル有限責任特許商社ニ至テハ無形人タル會社ト異ナルコトナシ然
レトモ社員カ券面外ニ責任ヲ有シ又ハ無限責任商社或ハ普通商社ニ

組合法

十一

七十一

七十

至リテハ稍組合ニ近カシ而シテ普通商社ニ至テハ公ニ株券ヲ發行ス
 ルコトヲ得サルモノナレトモ曩キニモ云フカ如ク法律ト實際トハ相
 徑庭スル所アルヲ以テ政府ノ許可ナクトモ人民相互ノ間ニ株券ヲ發
 行スルニ至レリ日本ノ如キモ其類多シ然レトモ此等ノ株券ハ名義ノ
 ミニシテ法律上毫モ株券ノ作用ヲナササルモノナリ凡株券ナルモノ
 ハ法律上ニ許サレタル爲替手形等ノ如ク其株券自ラヲ以テ恰モ一ノ
 財産トナスモノニシテ之ヲ移轉スルニハ只其手續上多少ノ相違アル
 ノミ毫モ有形ノ財産ト異ナルコトナカルヘシ是レ政府ノ特許又ハ條例
 ナ以テ有形財産ノ如ク移轉セシムルコトヲ許サレタルカ故ナリ之レ
 ニ反シ人民相互ノ私約ニ成立テタル普通商社ノ如キハ實際如何ナル
 名義ヲ以テ株券ヲ發行スルモ其株券タルヤ單ニ金圓預リ証書ト同一
 ニシテ賣買讓與スルコトヲ得サルモノナリ故ニ強チ之ヲ真正ナル株

成法理論

高橋 健三 講義

森脇 篤 編輯

第一編 法律及法理ノ本體

第一章 法律及法理ノ性資

第一節 成法及其結果

第一條ニ一個人カ他ノ一個人ヲ強制シテ遵奉セシムルコトヲ得ル所
 辨ノ法律ヲ成法ト謂フ其結果ハ一義務ヲ將テ一人ニ負ハシ或ル他ノ
 一人ノ意ヲ以テ前者ヲ強制シ其義務ヲ實行セシムルモノナリ即後
 者ハ行爲スルノ勢力ヲ有シ前者ハ行爲セスハアラサルノ必要ヲ有
 ス此勢力及必要ハ其一ヲ缺クトキハ并ニ存在セサルモノトス
 法ナル語ハ其最モ該博ニシテ潦草ナル意義ニ據レハ或ル物理的

成法理論

又ハ心理的ノ必至ネセシチヲ示スモノニシテ世ニ所謂重力ノ法天然ノ法
 榮譽ノ法等ノ如キ是ナリ然レトモ僅ニ一考スレハ凡物理的ノ必
 至ヲ表スル法ハ單純ナル心理的ノ必至ヲ表スル法ト其性質ヲ共
 ニスル所アルハ殆ト稀ナル所以ヲ知ルニ足ルヘシ其所謂天然ノ
 法トハ某ノ状態ノ下ニ有リテ眞實ナル事物ノアル所以ヲ簡言ス
 ルニ過キサルモノニシテ此法ハ決シテ之ヲ犯ス能ハサルナリ故
 ニ或ル特別ノ事項ニシテ偶天然ノ法ニ違フ者アルトキハ此場合
 ニ於テ其天然ノ法ハ正確ナルモノニ非ス必ス從前觀察セル諸事
 項ニ普ク通スル所ノ眞實ヲ訂正セシムルハアラス是ニ由テ之ヲ觀
 レハ所謂天然ノ法ハ諸現象ノ後從ノ稽覈セラレタル者ニ比喻ヲ
 以テ法ナル語ヲ轉用セルニ過キサルノミ
 法ナル語ノ稍狹隘ニシテ嚴正ナル意義ニ據レハ有智ノ生物ヲシ

テ某種ノ行爲又ハ忍耐ヲ爲サシメントスル所ノ現實又ハ假定ノ命令ナリ此意義ニ據レハ法ハ之ヲ犯スヲ得ヘキモノナリ故ニ法ハ雙關ノ語ヲ以テ之ヲ表示スルヲ得ヘシ即遵守セヨ或ハ違反シテ其結果ヲ享受セヨト言フヲ得ルナリ然レトモ爰ニ雙關ノ語ヲ以テ法ニ遵ヒ若クハ法ニ背クコトヲ得ト言フモノハ法律上其然ル所以ヲ言フニアラスシテ物理上然ル所以ヲ言フ是所謂天然ノ法ト現實又ハ假定ノ命令ト相分ル、所以ナリ蓋シ正當ニ法ナル名ヲ命スヘキモノハ即此現實又ハ假定ノ命令ニ限ルヘシ然リ而シテ此局限セル意義ニ合フ所ノ法ト雖モ皆ナ悉ク之ヲ修ムヘキモノニアラス試ニ今命令ヲ發スル所ノ本源又ハ其本源ト假定セラレタルモノニ就ギ法ヲ大分スルトキハ即左ノ如シ

第一 神法 至尊ノ神ヨリ發シ又ハ之ヨリ發スト假定セラレヌ

第一 命令

第二 人法 某一人又ハ某數人ノ一隊ヨリ發スル所ノ命令但人

法ヲ再別シテ左ノ二種トス

第一 不當ニ法ト稱スルモノ即政治上ノ優者ニアラサ

ル者ノ發スル法(譬ヘハ榮譽ノ法時好ノ法等ノ如

キモノ)

第二 正當ニ法ト稱スヘキモノ即政治上ノ優者ノ其實

格ヲ以テ發スル法

法理學ノ論題ト爲スヘキモノハ人法中正當ニ法ト稱スヘキ者ト

人法中不當ニ法ト稱スルモノ、一小部分(國際法トニ限ル而シテ

凡法ナル語ハ特ニ他ノ意義ヲ附スルモノヲ除クノ外正當ニ謂フ

所ノ法即政治上優者ノ發スル命令ニシテ況ク一般人ニ某種ノ行

爲又ハ耐忍ヲ強制スル者ヲ指スナリ
義務 權利及義務ハ必ス兩存スト言フト雖トモ若シ義務ナル語
ニ最モ該博ナル法律的ノ意義ヲ附スルトキハ此言ノ眞實ナフサ
ルヲ見ルヘシ夫レ義務ハ分チテ絶對及有對ノ二種ト爲スヘシ而
シテ絶對ノ義務ナルモノハ正當ニ之ヲ謂ヘハ相對ノ權利ナキモ
ノナリ其所謂相對ナルモノハ寧ロ立法者カ第三位ノ人ニ義務ヲ
負ハス所ノ勢ナリト謂フヘシ譬ヘハ納稅ノ義務密賣買ヲ爲サ、
ルノ義務叛逆ヲ企テサルノ義務自殺ヲ爲サ、ル義務ノ如キハ總
テ絶對ノ義務ナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ凡權利ニハ相對ノ義務ア
リト雖トモ義務ニハ必スシモ相對ノ權利アラサルナリ故ニ絶對
ノ義務ニシテ偶相對ノ權利ヲ施行スル爲ニ設ケタル所ノ方策ダ
ルニ外ナラスシテ此方策ハ還テ絶對義務其物ナラサルハナシ

へハ人アリ兎漢ノ爲ニ其身體ヲ害セラレタランニ此人ハ兎漢ヲ
告訴スルノ權利ヲ有スト言ハンヨリ寧ロ之ヲ告訴スルノ義務ア
リト言フヘキナリ

第二節 法理

第二條 成法ヲ仔細ニ領解セシメンニハ本末次序ヲ正シテ之ヲ表明
セサルヘカラス斯ノ如ク表明セルモノヲ成法ノ學(法理)ト爲ス而シ
テ凡論理ニ愜エル主義ニ基ク所ノ法制ハ總論及各論ノ二部ヲ以テ
構成セサルヘカラス總論ニ於テハ法ニ關スル至要ノ觀念及原則ヲ
綜合シ各論ニ於テハ各箇ノ法ヲ一々檢覈シ以テ其特殊ノ實例ニ於
ケル適用如何ヲ決定スヘシ
又各論ヲ再別シテ數款ト爲スヘシト雖トモ其之ヲ再別スルニ於テ
準據スヘキ主義ハ須ラク實際上最モ樞要ナル結果ヲ呈出スルモノ

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

一 會社	一 証據	一 財產	一 買賣	一 契約	一 私犯	一 親族	一 刑罰	一 代理	一 組合理	一 動產委託	一 合衆國法律	一 英國刑法	一 羅馬法	一 判決錄	一 理論	一 理財學	一 英語學
法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
大谷木備一郎	渡邊安積	藤田隆三郎	增島六一郎	土方寧	奧田義人	山田喜之助	岡山兼吉	菊池武夫	松野貞一郎	元田肇	米國法律學士	シドモール	澁谷慥爾	渡邊安積	菅沼達吉	菅沼達吉	菅沼達吉

第二學年

一 商船	一 治罪	一 保險	一 國際公法	一 訴訟	一 合衆國法律	一 判決錄	一 訴訟演習	一 英語學	一 財產	一 破產	一 法律抵觸論	一 法律沿革論	一 憲政	一 行政	一 訴訟
法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
土方寧	高橋健三	木下廣次	伊藤悌治	高橋捨六	增島六一郎	關直彦	シドモール	渡邊安積	菅沼達吉	菅沼達吉	菅沼達吉	菅沼達吉	菅沼達吉	菅沼達吉	菅沼達吉

ホース 法理學全上 法學士 關直彦

日本法令全上 米國法律學士金子堅太郎

立法學全上 米國法律學士シドモール

合衆國法律全上 米國法律學士シドモール

動産差押法 一回 米國法律學士リッチフィールド

訴訟演習每週一回二時間乃至三時間

英語學 每日時間 理學士 高須碌郎

卒業論文 高須碌郎

臨時講義 法科大學教頭 穂積陳重

臨時講義 法科大學教頭 岡村輝彦

臨時講義 米國法律學士 小村壽太郎

成法理論 高橋健三

臨時講義 法學士 合川正道

○第二科教課及受持講師姓名

スミス氏 法學士 增島六一郎

スミス氏 法學士 土方寧

契約法 法學士 奥田義人

アザソン氏 法學士 奥田義人

テリー氏 法學士 澁谷慥爾

法律原論 法學士 山田喜之助

ブルーム氏 法學士 山田喜之助

英法註釋 法學士 山田喜之助

ブラックストーン氏 法學士 渡邊安積

二代理法 法學士 山田喜之助

一賣買法 法學士 高橋捨六

一不動產法 法學士 元田肇

一證據法 法學士 渡邊安積

一流通證書法 法學士 土方寧

一會社法 法學士 奥田義人

一國際公法 法學士 岡山兼吉

一法理學 第三學年 法學士 江木衷

一破產法 法學士 增島六一郎

一法律抵觸論 法學士 渡邊安積

一法理學 法學士 江木衷

一法律沿革論 法學士 高橋三健

一法律沿革論 法學士 高橋三健

一法律沿革論 法學士 高橋三健

一法律沿革論 法學士 高橋三健

一法律沿革論 法學士 高橋三健

一法律沿革論 法學士 高橋三健

一法律沿革論 法學士 高橋三健

一法律沿革論 法學士 高橋三健

一法律沿革論 法學士 高橋三健

一法律沿革論 法學士 高橋三健

アモス氏
一憲
法
法學士
伊藤悌治

一衡平
法
米國法律學士
小村壽太郎

右之通り改定候也

東京神田錦町貳丁目貳番地

明治十九年九月

英吉利法律學校

校外生規則 抜抄

第七章 校外生規則

第一款 講義録

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ
第三十九條 種類 講義録ハ第一級講義録
第三十條 義録 第三年級講義録ノ三種トス但第三年級講義録ハ明治二十年九月ヨリ之ヲ出版ス
第四十條 出版日 第一級講義録ハ毎土曜日ニ發兌シ第二級講義録ハ毎水曜日ニ之ヲ發兌ス
第四十一條 紙數 講義録ハ都テ一冊ノ紙數九十「ページ」ヲ限リトス
第四十二條 記載事件 講義録ハ講義ヲ記

載スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スルモノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラス本規則ニ從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試験ヲ要セス何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條 教科及修業年限 教科及修業年限ハ校内生ニ同シ

第四十五條 講義録配付 校外生ニハ每週一回英吉利法律講義録ヲ配付スヘシ

第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望

ニ依リ試験ノ上之ヲ授與スヘシ

第四十七條 入學手續 校外生タラント欲スルモノハ其氏名、族籍、住所、年齡ヲ記シタル入學証ニ束修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ申込ムヘシ

第四十八條 入學証

校外生入學証雜形

私儀今般貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也

宿所族籍

年月日

姓

年 名 印 齡

英吉利法律學校御中

第四十九條 束修 校外生ハ束修金五拾錢

ヲ納ムヘシ

第五十條 月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月

謝金七拾錢ヲ納ムヘシ

但前納セサルモノハハ講義録ノ配付ヲ

見合スヘシ

第五十一條 増金 將來印刷費遞送費等増

加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ

納メシムルコトアルヘシ

第五十二條 月謝金不返付 既ニ受領シタ

ル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學

スト雖之ヲ返付セス

第五十三條 住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏

名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ

通知スヘシ

第五十四條 月謝金遲滞 月謝金不納ニテ

月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ

故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續

ヲ爲サシムヘシ

第五十五條 月謝金送付手續 月謝金ヲ爲

替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町

二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼

吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ

第五十六條 同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス

通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配

達料金一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ

第三款 校外生質問規則

第五十七條 通則 本校々外生講義録ニ登

載スル諸課目ニ限リ疑問アルトキハ通信

ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問

ハ一切答案ヲ付セサルモノトス

第五十八條 質問信書 質問信書ニハ講義

録ノ號數(合本ニ爲シタルタメ號數ノ見)課目丁

敷ヲ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第五十九條 答案 凡ソ質問ハ質問委員ニ

於テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト

認ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ

難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ

第六十條 問答記載 質問及答案ハ時々講

義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ

第六十一條 質問信書名宛 質問信書ハ本

校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

○教課目中從來亞米利加法律ト稱シタル

モノ自今合衆國領事裁判訴訟法ト改ム

○講義録出版認可新ニ其筋ニ出願候處手

續彼是ニテ送付期日ニ遅レ候ニ付此段校

外生諸君ニ謝ス

法學士 渡邊安積先生講述

羅馬法 完

最上等洋綴
定價金壹圓

校外生諸君へハ特別廉價七十錢ニテ
賣渡ス 但郵税金三十二錢

現今獨逸ニ於テ法理學ノ泰斗ト仰カル、
博士イエリング氏曾テ謂ヘルコトアリ
曰羅馬ハ三ヌヒ世界ニ號令シ世界ヲ統一
セリ第一回ハ武威ヲ以テシ第二回ハ教權
ヲ以テシ第三回ハ法律ヲ以テセリト英吉
利ノ法理學士メイソ氏モ亦曰羅馬法ハ
古來尊重敬禮ヲ以テ遇セラレサルノ世ナ
ク泰西諸國法律ノ大部分ハ實ニ羅馬法ニ
根據スル者ナリト蓋目今我國ノ制度ハ
摸範ヲ歐米ノ法律ニ取リテ益改良進歩セ
ント欲スル者ナレハ羅馬法ノ我國ニ進入
スル勢避ク可カラサルノコトナリ然ラハ
則世ノ法律ノ學ニ從事シ我國ノ法律制度
ノ改進ヲ以テ自ラ任セント欲スルノ士ハ
豈一日モ羅馬法ノ攻究ヲ緩慢ニ付シテ可
ナランヤ唯憾ラシハ羅馬法ノ邦語ヲ以テ
綴リタル者世甚希ナリ本書ハ則法學士渡
邊安積君カ先キニ東京大學ニ於テ講述シ
タルモノヲ修正補綴シタル所ニ係リ羅馬
法ノ原理要則彙集分析シ其明晰ナル歴

々掌ヲ指スカ如シ學者幸ニ此法理ノ無盡
藏ヲ座右ニ備フルトキハ其益タル蓋普通
ノ法律書數百卷ヲ有スルニ倍セン
發兌 東京馬喰町二丁目 島村利助
全本郷春木町三丁目 全支 店

訴訟鑑定約定起算相談

バリストル 法學士 增島六一 郎 英米
ノ實地ヲ研究スルノ後 第一着 法律
我訴訟ノ有様ヲ見ルニ 殊ニ然
終ヒニ救フニ道ナ 地方事件 依テ 通
キモノ少ナカラス

信局 代言 鑑定辯護立 内外商業
取引等ニ關 社起業約定 未萌 防ク
シ當初ヨリ 害失敗ヲ 未萌 防ク
ス且英國 倫敦 船船輻輳ノ中央ニ於
衝突保險 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地
ノ諸君ト雖事件ノ情况 回 答 規則書ハ

御申越次第進呈スヘシ 東京日本橋區 本局 出張所
檢物町六番地 六十番館

御申越次第進呈スヘシ 東京日本橋區 本局 出張所
檢物町六番地 六十番館

20131013

本校參考用書目

左ノ書籍參考用ノ爲メ本校生徒ニ限リ特別廉價ヲ以テ讓渡シ候

法學士渡邊安積編輯

○羅馬法

定價金壹圓
特別廉價金七十錢
遞送費三十二錢

法學士渡邊安積講義

○アン契約法

定價一冊金八錢
又ハ十錢
十三冊マデ出版濟

法學士山田喜之助著

○英米代理法

定價金壹圓
特別廉價金七十五錢

法學士山田喜之助著

○補英國私犯法

定價金七十五錢
特別廉價金五十錢

法學士山田喜之助著

○麟氏會社法

定價金壹圓三十錢
特別廉價九十五錢
遞送費金十四錢

法學士砂川雄峻著

○英米契約法

定價金壹圓
特別廉價七十五錢

○佛國商法手形法

三十六錢

○同會社篇

四十六錢

○同代理法

三十六錢

○同民法書入特權

七十八錢

○法律沿革史

四十五錢

○英國訴訟法

三十五錢

○同通用手形法

二冊 三十五錢

右遞送費ハ總テ先拂ノ事

明治十九年九月廿二日

(定價金貳拾錢)

持主

印刷人

編輯人

發行所

增島 六一郎
大谷木 備一郎
澁谷 慥爾

神田區錦町貳丁目貳番地

英吉利法律學校